# 何波の 自治

















公益財団法人 徳島県市町村振興協会 編集·発行

2020 Vol.96

### 「この町に住み続けたい」と 実感できる町を目指して

東みよし町長 松 浦 敬 治

) 特 集 1

### 令和2年度 地方財政計画の概要等について

市町村課課長補佐(企画財政担当) 青木秀夫 … 5

令和2年度 地方債計画の概要について

市町村課係長(企画財政担当) 後藤田 裕 二 …… 8

令和2年度 税制改正(市町村税関係)について

市町村課係長(税政担当) 大磯香奈…… 14

21 特 集

### 時は今、三好長慶を大河ドラマに! ~戦国天下人三好長慶を語る~

三好長慶会代表 出 水 康 生

26 党

### 徳島はおいしい!

四国大学文学部教授 会 田 実

28

### 地方創生の動き

徳島版「地方創生特区」

「新南海道再興戦略特区 (新未来創造・消費者行政推進特区)」

板野町産業課主事 大 磯 友 花 …… 28

研修生だより

十年一昔

鳴門市議会事務局主杳 板 東 政 則 ····· 30

### 

### (徳島県の投票率から見る選挙啓発と主権者教育について 市町村課主事(行政担当・選挙管理委員会事務局併任) 濵 田 栄一郎 …… 36 マイナンバーカードの取得の推進について 市町村課主事(介政担当) 高 田 尚 也 …… 40 公営企業の「見える化」について 市町村課主事(企画財政担当) 栃 澤 裕 史 …… 44 平成30年度市町村普通会計決算等について 市町村課主事(企画財政担当) 鍜治谷 太 ー …… 48 地方創生関係交付金について 地方創生推進課主事(地方創生担当) 片 山 大 輔 …… 52 にし阿波エシカル未来創造大学~にし阿波のエシカル文化を未来へ、そして世界へ~の取り組みについて 西部総合県民局地域創生部主事(にし阿波振興担当) 兼 本 純 治 …… 56

### 60 市町村振興協会コーナー

**こちら編集部 ……** 62

※執筆者の所属及び役職名は令和2年3月31日現在のもので掲載しています。



### ■表紙写真 石井町

- 1 芸子踊り
- 2 いしいドーム
- 3 町の花・藤(地福寺)
- 4 武知家·藍寝床
- 5 高川原勇獅子
- 6 ふじっこちゃん
- 7 夏祭り花火



# 「この町に住み続けたい」と **八感できる町を目指し**

東みよし町長

が届きやすい町に」という四つの政 心・安全のまちづくり」、「町民の声

### 松 浦 敬 治

人口約一万四

間余りといった地理的条件を有 位置し、四国の各県都まで一時 する町です。 ○○○人、四国のほぼ中央部に 東みよし町は、

は、 千年を超える「加茂の大楠」が 吉野川ハイウェイオアシスから できる吉野川サービスエリアや 数少ない川に直接触れることの まれています。また、全国でも その威風堂々とした姿は町のシ 住宅地の真ん中に立っており、 記念物に指定されている、樹齢 ンボル的存在として住民に親し 町中心地には、国の特別天然 四季折々の美しい自然と神

淵を眺めることができます。 秘的な奇岩、 怪岩を有する美濃田の



国の特別天然記念物「加茂の大楠」

に取り組んでいます。

政運営」を念頭におき、まちづくり を図り、一人ひとりに寄り添った行 策を掲げ、「対話、バランス、融和、

# 町の活力の増進

認定されています。 現在では、二十一ヶ国五十八地域が に対して与えられ、令和元年十一月 水産業システム」という無形の資産 世代へと継承すべき伝統的な「農林 定されました。世界農業遺産は、次 方では初となる、世界農業遺産に認 ムが平成三十年三月に中国・四国地 にし阿波地域の傾斜地農耕システ

遺産のシンボルであるコエグロづ 東みよし町を含めた各団体が農業

活性化を図ってまいります。

ど、様々な農業遺産の周知啓発活動 くり体験の開催や、 ターネットによる遠隔授業の開催な 現地授業・出前授業の開催、 みに加え農家民泊、農業体験を推奨 ところです。今後は、これら取り組 や卸売市場での販売に繋がり、 出した販売促進は、関西圏の百貨店 世界農業遺産の世界観を前面に打ち ディング事業にも取り組んでいます。 供されています。また、地域外へ向 に取り組み、町内でも傾斜地農法に 部消費者から好評をいただいている ンドを活用した町内農産品のブラン 店で、世界農業遺産の野菜として提 よって育てられた野菜が町内の喫茶 し観光客の誘致を進め、 けた取り組みとして、農業遺産ブラ 中学生向けの 地域経済の 都市 イン

# 東みよし町での取り組み

進」、「子どもたちの未来を守る」、「安 東みよし町では、「町の活力の増 それら地域産業の強みを充分に活

ŧ

未来を担う中小企業者が多々存

在します。

また、商工会青年部会員は県内トッ 取り組むものづくり企業があります。 ける畜産会社など、特色ある事業に ルの輸出認証を受け海外輸出を手掛

プを誇り、少子高齢化を迎える中で

で加工する技術を持つ企業や、

ハラ

本町には、

木材を世界最薄水準ま

定しました。

本ビジョンでは町とし

中小企業振興ビジョン」を同時に策 るための方針として、「東みよし町 また、条例で示した理念を具体化す

業振興基本条例」を制定しました。 を目的とした、「東みよし町中小企 展と町民生活の向上に寄与すること かし、さらなる地域経済の健全な発

て特に力を入れて進めていくべき四

傾斜地農耕の風景



くよう支援策を実施いたします。 となって地域経済が盛り上がってい

コエグロ

たるきめ細やかな補助メニューを用 つの重点項目を定め、全十三個にわ

町と商工会、

地域社会が一丸



ハラル輸出認証を取得した牛肉

木材の折り鶴と

野川ハイウェイオアシスですが、 設等の老朽化や設備の故障などによ る施設や外回りの改修、近年の団体 本町の交流拠点である吉

> あり、 削減、 の方々が集える新たな拠点づくりを めたテナント化も推進していきます。 しても直営でなく、地域の事業所: スとしての活用や、飲食や物産に関 業の拠点として、サテライトオフィ の今までの位置づけだけでなく、産 おります。 なども含めた経営改善に取り組んで 善のため、 決算となっています。 による観光バス受入数減少の影響も 旅行が敬遠される旅行ニーズの変化 人気のフランチャイズ店の誘致も含 高速利用者だけでなく、 利用形態や集客方法の見直し 残念ながら、五年連続の赤字 今後は、 昨年より、大幅なコスト 交流拠点として 早急な経営改



イオアシス 交流の拠点である吉野川ハイ ウェ

ての役割も担えるよう考えています。 有事の際には災害拠点とし

んでまいります。 感できる町となるよう全力で取り組 育てができる環境を整え、それが実 今後とも、若い世代が安心して子

ます求められています。 の実現、 もとに、 近年、学校、家庭、 学校教育の充実、生涯学習 地域の教育力の向上がます 地域の連携の

学校等が抱える課題を地域ぐるみで げて教育再生に取り組み、 くり」の推進により、地域社会を挙 に生かす「地域とともにある学校づ 保護者や地域住民の力を学校運営 子どもや

# 子ども達の未来を守る

五歳児の保育・幼稚園施設での主食 昨年十月の幼児教育・保育の無償化 担や在宅で育児をしている家庭の心 実を図ります。 る保護者の子どもを預かる延長保育 さらに、幼稚園での教育時間終了後 費・副食費の補助も開始しました。 の開始に伴い、本来有料となる三~ 給事業」を行っております。 業」、「すくすく家庭保育応援手当支 理的な負担を軽減するための子育て を実施し、さらなる子育て支援の充 に、仕事をはじめ、 ン事業」や、 よる「とくしま在宅育児応援クーポ 支援事業として、県との共同事業に 子育てに係る保護者の経済的な負 「育児用品購入助成事 様々な事情があ また、

化を図ります。これまでの取り組み 五百九十名の方が参加してくださっ 力する学校支援隊員には、 あり、コミュニティ・スクールに協 情報発信に努めました。その効果も 誌で各校の活動状況を紹介するなど、 希望者に配布するとともに、 校支援隊ハンドブック」を作成し、 活動の内容や心得などを記した「学 としては、コミュニティ・スクール 解決するために、その連携を進める 地域コミュニティの活性 現在、 町広報

きます。 ばならないことを大切にするととも に、時代に応じた新たな施策も取り 入れながら、本町の教育を進めてい いつの時代にも守っていかなけれ

### 安心・安全の まちづくり

に関する協定」を締結しました。こ 運営を可能にするため、東みよし町 後の避難所の危険度を判定すること の協定に基づき、 の被災建築物応急危険度判定の協力 の三者で「災害時における避難施設 社団法人徳島県建築士会三好地域会 公益社団法人徳島県建築士会、公益 災害発生時、より安全な避難所の 資格を持った建築士が被災 地震などの災害発

> ります。 保できるよう避難所機能の強化を図 であっても必要な電気を自立的に確 の排出を抑制するとともに、 により、安全な避難所の運営が可能 に改修することにより、二酸化炭素 電池設備を組み合わせた照明設備等 庁舎において、太陽光発電設備と蓄 になります。さらに、避難所となる 停電時

自主防災会同士の連携強化や防災意 災士会」を設立しました。 絡会や防災講演を実施し、隣接する を発揮できるよう、「東みよし町防 という時にリーダーとして、その力 る活動ができる十分な意識を持ち、 社会のさまざまな場で防災力を高め の防災意識も重要です。自主防災連 や隣人は自分たちで守るという住民 分や自分の家族、そして、自分の町 定の知識を習得した防災士がいざ 安心・安全のまちづくりには、 防災知識の向上に努めるほかに 自

築統合し、 率化という観点からも、 や施設管理費の削減など、行政の効 あります。それだけでなく、 害対応ができなくなるという懸念が や指示に手間取り、迅速・適格な災 本部と現地対策本部間での情報伝達 式で運営しております。しかし、 厅方式では災害発生時に、災害対策 また、本町は現在、庁舎を分庁方 分庁舎には総合窓口機能 本庁舎を増 利便性

> きたいと考えています。 確保しながら庁舎統合を目指してい を残すことにより、住民の利便性を

図り、 るべく全力で取り組んでまいります。 強化などのハード事業はもとより、 今後とも、治山事業や避難所機能 町民の皆様の命と暮らしを守 防災士会などとの連携強化を 消

### 町民の声が 届きやすい町に

民の皆さまだけではなく、町の行事 たいと考えています。 ていくことで職員改革も図っていき い施策が生まれる行政づくりを進め そのチャレンジをフォローし、新し 環境づくりに取り組み、ベテランが しいことにチャレンジできるような 柔軟性に溢れる若い世代の職員が新 反映したいと考えています。また、 対話し、幅広くお声を聞き、 とで、普段対話できない皆さま方と や地域の行事に積極的に参加するこ 私は、 直接役場にいらっしゃる住 町政に

これからも、住民、

議会、

行政が

づくりに取り組んでまいります。 住み続けたい。」と実感できるまち まれ、育ってよかった。これからも ともに協働しながら、「この町に生

対応等の向上のため、 域の皆さま方との輪をつくり、 きます。 と考えています。また、 からの声を直接聞く機会にもしたい 入の意識啓発を積極的に行ってい さらに、職員に対して消防団 職員が消防団員となり、地 接遇マニュア 職員の窓口 住民

> ります。 変え、 遇対応セミナーを年一回開催してい ルを作成し、外部講師を招いての接 組織全体のスキルアップを図 職員個々の能力を組織の力に



職員研修の様子

特集

1

# 地方財政計画の概要等について

# 市町村課課長補佐(企画財政担当) 青木 秀夫

# はじめに

1

般への公表が義務付けられています。条の規定により、国会に提出するとともに、一総額の見込額に関する書類」のことであり、同規定に基づき作成される「地方団体の歳入歳出規定に基づき作成される「地方団体の歳入歳出

果たすことができるよう、差にかかわらず、地方団体がその重要な責任を地域間格差や景気の動向による税収の年度間格の計画は、人口や産業集積の度合いによる

○地方交付税制度と関連して、地方財源を保

○地方団体における当該年度の

「財政運営の

指針」としての機能

保する機能○「国家財政・国民経済等との整合性」を確

を担っています。

# 令和二年度の

2

います。 閣議決定され、 に移行していますが、 デルとなる復興を目指す「復興・創生期間 震災からの復旧・復興については、 と「東日本大震災分」に区分して整理されて 八年度から、被災地が自立し、 般にも公開されています。 令和二年度の地方財政計画は、 国会に提出されるとともに、 引き続き「通常収支分\_ なお、 地方創生のモ 二月四日に 平成二十 東日本大

# (1) 通常収支分

兆円が確保されています。

となった前年度を○・四兆円上回る一六・六

また、

地方交付税総額は、

七年ぶりに増額

対策が講じられています。 対策が講じられています。 大学を確保することを基本として地方財政 は、防災・減災対策等に取り組みつつ、交付団 生、防災・減災対策等に取り組みつつ、交付団 生、防災・減災対策等に取り組みつつ、交付団 の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再 の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再

### 【ポイント】

挙げられます。 「通常収支」のポイントとしては、次の点が

# ①一般財源総額の確保

・地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額(地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額(地方の安定的な財政対策債の合計額)は、・地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額についても前年度を一・一兆円上回る六一・一般財源総額についても前年度を一・一兆円上回る六一・一次の方法の対象を

②偏在是正財源を活用した歳出の計上されて取り組むため、新たな歳出項目として、「地取り組むため、新たな歳出項目として、「地域社会再生事業費」が〇・四兆円計上されて、地方団体が地域社会の維持・

### 特集1 令和2年度 地方財政計画の概要等について

# ③防災・減災対策の推進 ○緊急浚渫推進事業費の創設

可能とする特例措置が講じられます。 の浚渫 費用を考慮しても、 とともに、地方財政法の改正により、 急浚渫推進事業費」が九〇〇億円計上される 河川等の浚渫を実施できるよう、 とから、 規模な浸水被害等が相次ぐ中、 な河川等の浚渫経費について地方債の発行を 令和元年台風一九号による河川氾濫等の (堆積土砂の撤去等) 地方団体が単独事業として緊急的に 維持管理のための河川等 が重要となるこ 被災後の復旧 新たに 緊急的 「緊

○森林環境譲与税の増額

から四〇〇億円に倍増 年度の森林環境譲与税は前年度の二〇〇億円 備の推進を図ることとしています。 備金を五年間で二、 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準 備の促進が喫緊の課題となっていることから 電被害が拡大したことをはじめ、 与額を前倒しで増額することにより、 わないこととした上で、 税特別会計における譲与税財源の借入れを行 流木被害などの被害が発生しており、 の保水力低下等に伴う洪水氾濫、 令和元年台風一五号において倒木による停 三〇〇億円活用し、 森林環境譲与税の譲 近年、 山腹崩壊、 (令和二 森林整 森林整 森林 交付

> です。 声が強いものの、 時において、 足が深刻化しています。 る中で、 小規模市町村を中心に技術職員の不 技術職員の中長期派遣を求める 恒常的に不足している状況 さらに、 大規模災害

を増員し、 こうしたことから、 平時に技術職員不足の市町村を支

都道府県等が技術職員

### 令和2年度の地方財政の姿 通常収支分

○技術職員の充実等

(市町村支援・中長期

派

遣体制の強化

施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められ

多発する自然災害への対応や、

① 地方財政計画の規模 90兆7,397億円(①89兆5,930億円、+1兆1,467億円、+ 1.3%) ② 地方一般歳出 75兆8,480億円(①74兆1,159億円、+1兆7,321億円、+ 2.3%) 一般財源総額 63兆4,318億円(①62兆7,072億円、+ 7.246億円、十 1.2%) 水準超経費を除く 交付団体ベース 61兆7,518億円(①60兆6,772億円、+1兆 746億円、+ 1 8%) ④ 地方交付税の総額 16兆5,882億円(①16兆1,809億円、+ 4,073億円、+ 2.5%) ⑤ 地方税及び地方譲与税 43兆5, 452億円 (①42兆8, 756億円、+ 6,696億円、+ 1.6%) ⑥ 地方特例交付金 2.007億円(① 4.340億円、▲ 2.333億円、▲ 53.8%) ⑦ 臨時財政対策債 3兆1,398億円(① 3兆2,568億円、▲ 1,171億円、▲ 3 6%) ⑧ 財源不足額 4兆5, 285億円 (① 4兆4, 101億円、+ 1.183億円、+ 2.7%)

### 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 震災復興特別交付税

3,742 億円

4,049 億円、▲ 307 億円、▲ 7.6%)

8,984 億円

(①1 兆 987 億円、▲ 2,003 億円、▲ 18.2%)

(2) 全国防災事業

規模

1,092億円

(1) 1,058 億円、十 34 億円、+ 3.2%)

す。 して、 スの推進

するための地方財政措 置が拡充されるととも 整備及び高度化を推 るインフラである光 向けて、 ファイバ等の全国的 Society5.0 S 条件不利地域にお その基盤とな 実 現 に

④会計年度任用職員制度の施行への対応 要員を確保する場合に、 援するとともに、 費に対して地方財政措置が講じられてい 大規模災害時の中長期派遣 増員された職員人件 ま

平成二九年の地 適正な任用・勤務条件の確保を図る観点から、 方公務員法等の改正により 般職の 一会計年度任

地方団体の臨時・非常勤職員につい

いては、

す。 年度から施行されるこ 用職員制度」 運用の改善が図られま 新たに期末手当を支給 とに伴い、 能とするなど、制度 この制度が令和二 期末手当の支給を 地方団体が が創設さ

⑤次世代型行政サ が増額計上されてい するなどに係る経費と 七三八億円

### 特集 1 🌑 令和 2 年度 地方財政計画の概要等について

### 歳入歳出の概要

	MX 八 MX 口 0 7 MX 安							
通常	通常収支分 (単位:兆円、9							
	区 分		2年度 A	元年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B		
	地方	税	40.9	40.2	0.8	1.9		
	地 方 譲 与	税	2.6	2.7	▲ 0.1	▲ 3.8		
	地 方 特 例 交 付	金	0.2	0.4	▲ 0.2	▲ 53.8		
	地 方 交 付	税	16.6	16.2	0.4	2.5		
歳	国 庫 支 出	金	15.2	14.7	0.5	3.4		
	地方	債	9.3	9.4	▲ 0.1	<b>▲</b> 1.6		
	臨時財政対策	債	3.1	3.3	▲ 0.1	<b>▲</b> 3.6		
_	臨 時 財 政 対 策 債 以		6.1	6.2	▲ 0.0	<b>▲</b> 0.5		
入	使 用 料 及 び 手 数	料	1.6	1.6	▲ 0.0	<b>▲</b> 2.0		
	雑    収	入	4.4	4.4	▲ 0.0	▲ 0.3		
	その	他	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	4.7		
	計		90.7	89.6	1.1	1.3		
	一 般 財	源	63.4	62.7	0.7	1.2		
	(水準超経費を除く交付団体ベー	-ス)	61.8	60.7	1.1	1.8		
	給 与 関 係 経	費	20.3	20.3	▲ 0.0	▲ 0.2		
	一 般 行 政 経	費	40.4	38.4	2.0	5.1		
	う ち 補	助	22.7	21.5	1.2	5.7		
	う ち 単	独	14.8	14.5	0.3	2.1		
	うちまち・ひと・しごと創生事業		1.0	1.0	0.0	0.0		
	うち地域社会再生事業	€ 費	0.4	_	0.4	皆増		
445	公債	費	11.7	11.9	▲ 0.2	<b>▲</b> 1.8		
歳	維持 補修	費	1.4	1.3	0.1	7.2		
	うち緊急浚渫推進事業		0.1	_	0.1	皆増		
	投 資 的 経	費	12.8	13.0	▲ 0.3	<b>▲</b> 2.0		
出	直轄・補	助	6.6	6.9	▲ 0.3	▲ 3.8		
	単	独	6.1	6.1	0.0	0.1		
	うち緊急防災・減災事業		0.5	0.5	0.0	0.0		
	うち公共施設等適正管理推進事		0.5	0.5	0.0	0.0		
	うち緊急自然災害防止対策事		0.3	0.3	0.0	0.0		
	公 営 企 業 繰 出	金	2.5	2.5	<b>▲</b> 0.0	<b>▲</b> 1.8		
	水 準 超 経	費	1.7	2.0	▲ 0.4	<b>▲</b> 17.2		
	計		90.7	89.6	1.1	1.3		

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

する自然災害への対策として地財措置が講じら

が設けられるとともに、近年、

頻発化·激甚化

また、地方創生の推進に向けた新たな歳出枠

⑥臨時財政対策債の抑制対して地方財政措置が講じられています。先端的な情報通信技術の導入に要する経費にいて地域課題の解決等を図るため、5G等の

五兆円の縮小となる見込みであり、地方財政が策債の発行額は前年度から〇・一兆円減額が策債の発行額は前年度から〇・一兆円減額となり三・二兆円に抑制され、令和二年度末の残高は、五三・三兆円になる一方、臨時財政となり三・二兆円に抑制され、令和二年度末の残高は、五三・三兆円と前生の残高は、五三・三兆円と前生の残高は、五三・三兆円の縮小となる見込みであり、地方財政が生の残高は、五兆円の縮小となる見込みであり、地方財政

行が続いている状況に変わりはありません。利償還金に充てるための臨時財政対策債の発にあり、過去に発行した臨時財政対策債の元しかしながら、財源不足は依然として巨額の健全化が一部図られることとなっています。

# (2) 東日本大震災分

〇・四兆円確保されています。は別枠で整理された「震災復興特別交付税」が復旧・復興事業等の財源として、通常収支と

# おわりに

3

なりました。 による地方財政健全化の前進も見られたものとに、地方交付税の増額と臨時財政対策債の抑制源総額が前年度を上回る規模で確保され、さら源総額が前年度を上回る規模で確保され、さらずの回の地方財政計画においては、地方一般財

内容となっています。 応するための財政基盤の強化・充実が図られたれており、自治体が取り組むべき重要課題に対

さらに、Society5.0 時代への対応についても、されるなど、先端的な情報通信技術の活用による課題解決への取組みも盛り込まれています。 市町村におかれましては、各地域が抱える行政課題に的確に対応するため、こうした財政制政課題に的確に対応するため、こうした財政制度を有効に活用するとともに、引き続き、国の度を有効に活用するとともに、引き続き、国の度を有効に活用するとともに、引き続き、国の度を有効に活用するとともに、引き続き、国のでは、というの対応についても、さらに、Society5.0 時代への対応についても、さらに、Society5.0 時代への対応についても、

財源総額の確保に向けた取組みを推進して参り付税制度の充実・強化、必要な歳出総額や一般はもとより、全国知事会などを通じて、地方交はもとより一層密にしながら、徳島発の政策提言携をより一層密にしながら、原内市町村との連

# 地方債計画の概要について

十日に取りまとめられました。 令和二年度地方債計画は、令和元年十二月二

を担っています。 方交付税制度とともに地方財源を保障する役割 る書類として作成、 の予定額の総額その他政令で定める事項に関す 三第十項の規定に基づき、同意等を行う地方債 毎年度の地方債計画は、 公表されるものであり、 地方財政法第五条の 地

# 地 方債計画の策定方針

Ι

災・減災・国土強靱化のための緊急対策 度に比べて二、七二五億円、二・三%の減となっ 通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについ てその全額を公的資金で確保を図ることとして、 る事業を円滑に推進できるよう、所要額につい の確保を図るとともに、 等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金 施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み るための措置を講じ、 て策定されており、この両者を合計した地方債 方財政の状況の下で、 令和二年度地方債計画は、 兆七、三六○億円となり、 また、地方公共団体が防 地方財源の不足に対処す 東日本大震災に関連す 引き続き厳しい 地

ています。

### $\Pi$ 地 方債計 画 の主な特色

### 通常収支分

1

概況

所要額等を勘案し決定されています。 営企業会計等分については、地方公共団体 ては、地方財政の見通しに基づき、さらに公 令和二年度地方債計画の通常収支分につい

三%の減となっています。(表1) れており、前年度に比べて二、七二一億円、二・ 総計では、普通会計分が九兆二、七八三億 合わせて一一兆七、三三六億円が計上さ 公営企業会計等分が二兆四、 五五三億円

# (2) 主な特色

1 策の推進 防災・減災・国土強靱化のための緊急対

靱化のための三カ年緊急対策」に基づく事 るよう、緊急自然災害防止対策事業の対象 るための社会基盤の整備に取り組んでいけ 業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止す 地方公共団体が、 「防災・減災・国土強

が計上されています。 が拡充され、前年度同額の三、〇〇〇億円 市町村課係長(企画財政担当)

後藤田

業が創設され、 の浚渫を実施できるよう、緊急浚渫推進事 また、地方公共団体が、 九〇〇億円が計上されてい 緊急的に河川等

活用し、 取組みの推進を図っていただけますようお 願いします。 各市町村におかれては、これらの措置を 防災・減災・国土強靱化のため

2 緊急防災・減災事業の推進

業の対象が拡充され、前年度同額の五、 組んでいけるよう、緊急防災・減災対策事 ○○億円が計上されています。 地方公共団体が、 防災・減災対策に取り

3

活用し、 額の四、三二〇億円が計上されています。 設等適正管理推進事業において、 公共施設等総合管理計画等に基づく取組み に係る事業等の対象が拡充され、 に積極的に取り組んでいけるよう、 公共施設等の適正管理の推進 各市町村におかれては、これらの措置を 地方公共団体が、公共施設等の適正管理 公共施設等の適正管理について、 前年度同 長寿命化 公共施

### 

表 1

### 令和 2 年度地方債計画 (通常収支分)

(単位:億円、%)

					円、%)
項目	令和2年度 計画額(A)	令和元年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 (C)/(B):	率 × 100
<u> </u>			(/// (b) (c)	(0)/(0).	. 100
1 公 共 事 業 等	16,195	16,627	△ 432	$\triangle$	2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	$\triangle$	21.5
3 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,110	1,140	△ 30	$\triangle$	2.6
	1,148	955	193		20.2
5 教育·福祉施設等整備事業	3,327	3,402			2.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33		2.6
(2) 社 会 福 祉 施 設	373	383	_		2.6
(3) 一般廃棄物処理	639	656	 △ 17	$\triangle$	2.6
(4) 一般補助施設等	552	567	 △ 15	Δ	2.6
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0		0.0
6 一 般 単 独 事 業	26,807	25,415	1,392		5.5
(1) 一般	2,605	2,113	492		23.3
(2) 地 域 活 性 化	690	690	0		0.0
(3) 防 災 対 策	871	871	0		0.0
(4) 地 方 道 路 等	3,221	3,221	0		0.0
(5) 旧 合 併 特 例	6,200	6,200	0		0.0
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	5,000	0		0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0		0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0		0.0
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	900	_	900		皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0		0.0
(1) 辺 地 対 策	510	510	0		0.0
(2) 過 疎 対 策	4,700	4,700	0		0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0		0.0
9 行 政 改 革 推 進	700	700	0		0.0
10 調 整	100	100	0		0.0
計	59,720	59,978	△ 258	Δ	0.4
二 公 営 企 業 債					
1 水 道 事 業	5,570	5,946	△ 376	Δ	6.3
2 工業用水道事業	338	307	31		10.1
3 交 通 事 業	1,562	1,420	142		10.0
4 電気事業・ガス事業	260	262	Δ 2	Δ	0.8
5 港 湾 整 備 事 業	555	569	△ 14	$\triangle$	2.5
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	4,005	△ 406		10.1
7 市場事業・と畜場事業	343	362	△ 19	Δ	5.2
8 地 域 開 発 事 業	708	912	△ 204	Δ .	22.4
9下水道事業	12,383	12,773	△ 390	$\triangle$	3.1
10 観 光 そ の 他 事 業	100	154	△ 54	$\triangle$	35.1
計	25,418	26,710	△ 1,292	Δ	4.8
合 計	85,138	86,688	△ 1,550		1.8

項目	令和2年度 計画額(A)	令和元年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債	31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
五国の予算等貸付金債	( 247)	( 281)	(△ 34)	(△ 12.1)
総計	( 247)	( 281)	(△ 34)	(△ 12.1)
₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	117,336	120,056	△ 2,721	△ 2.3
内 普 通 会 計 分	92,783	94,282	△ 1,500	△ 1.6
訳 公営企業会計等分	24,553	25,774	△ 1,221	△ 4.7
資 金 区 分				
公 的 資 金	47,547	47,892	△ 345	△ 0.7
財 政 融 資 資 金	29,326	29,507	△ 181	△ 0.6
地方公共団体金融機構資金	18,221	18,385	△ 164	△ 0.9
(国の予算等貸付金)	( 247)	( 281)	(△ 34)	(△ 12.1)
民 間 等 資 金	69,789	72,164	△ 2,376	△ 3.3
市場公募	38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀行等引受	31,289	32,764	△ 1,475	△ 4.5

### その他同意等の見込まれる項目

- 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債
- 財政再生団体が発行する再生振替特例債

### (備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであっ て外書である。

また、東日本大震災分については、

関連する

同程度の割合が確保され、所要額として、 表2のとおりとなっています。 公共団体金融機構資金) 通常収支分の公的資金 令和二年度地方債計画の資金の構成は、 五四七億円(前年度比三四五億円、〇·七% 構成比四○·五%) が確保されています。 については、 (財政融資資金、

前年度と

地方

表 1、

四兆

地方債資金の確保

円が計上されており、 いては、復旧・復興事業として、総計で二四億 四・三%の減となっています。 Ш 前年度に比べて四億円、 (表 2)

令和二年度地方債計画の東日本大震災分につ 東日本大震災分

政法第五条の特例として、 九八億円が計上されています。 一、一七一億円、三・六%減の三兆一、 臨時財政対策債の発行 地方財源の不足に対処するため、 前年度に比べて 地方財

業に特別分が創設されています。 の対象が拡充されるとともに、 全国的に推進されるよう、地域活性化事業 なるインフラである光ファイバ等の整備: Society5.0 の実現に向けて、

過疎対策事

ICTインフラ整備の推進 その基

4

の推進を図っていただけますようお願いし

盤

### 特集 1 令和 2 年度 地方債計画の概要について

表 2

### 令和 2 年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位:億円、%)

	項   目	令和 2 年度 計画額(A)	令和元年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
_	般 会 計 債				
	公 営 住 宅 建 設 事 業	14	9	5	55.6
	災 害 復 旧 事 業	7	10	Δ 3	△ 30.0
	一 般 単 独 事 業	1	3	Δ 2	△ 66.7
公	営 企 業 債				
	水 道 事 業	1	_	1	皆増
	下 水 道 事 業	1	6	△ 5	△ 83.3
玉	の 予 算 等 貸 付 金 債	( 2)	( 5)	(∇ 3)	(△ 60.0)
	総計	( 2)	( 5)	(△ 3)	(△ 60.0)
	松区 日	24	28	△ 4	△ 14.3
内訳	普 通 会 計 分	15	12	3	25.0
訳	公 営 企 業 会 計 等 分	9	16	△ 7	△ 43.8
咨	公 的 資 金				
資金区分	財政融資資金	20	20	0	0.0
区	地方公共団体金融機構資金	4	8	△ 4	△ 50.0
·刀·	(国の予算等貸付金)	( 2)	( 5)	(△ 3)	(△ 60.0)

### その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設 整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する 公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

に活用することにより、

地方創生に関する取

地方債を効果的

的な地方債の管理に努めつつ、

る地方債の発行計画や償還計画等により、

### (備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

防災·

減災対策等の着実な推進をお願

します。

切な事務処理をお願いします。する地方債同意等基準運用要綱等を踏まえ、適示する地方債同意等基準や、総務副大臣が通知等、具体的な起債事務については、総務省が告なお、令和二年度の各事業債の詳細な取扱い

町村におかれては、

W

各

市

中

長期

的な

視点

の発行に当たっては、

当該年度の地方債計画

た計画的な財政運営に資するため、

地方債

内容に十分ご留意ください。

また、

将来にわた

き推進することとされています。達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続一方、民間等資金については、その円滑な調

公的資金で確保されています。事業が円滑に推進できるよう、所要額の全額が

### 特集1 令和2年度 地方債計画の概要について

(参考)

### 令和2年度地方債計画 (通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円、%)

						(単位・億円、%)	
項目	令和2年度	令和元年度	差 / ^ 〉 / /	引 (6)	增		
	計画額(A)	計画額(B)	(A)-(I	3) (C)	(C)/(B	1)×100	
一 般 会 計 債	10.105	10.007		400	_	0.0	
1 公 共 事 業 等	16,195	16,627		432		2.6	
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084		1,306	$\triangle$	21.5	
3 公営住宅建設事業	1,124	1,149		25		2.2	
4 災 害 復 旧 事 業	1,155	965		190		19.7	
5 教育·福祉施設等整備事業	3,327	3,402		75		2.2	
(1) 学校教育施設等	1,223	1,256		33		2.6	
(2) 社 会 福 祉 施 設	373	383		10		2.6	
(3) 一般廃棄物処理	639	656	Δ	17		2.6	
(4) 一般補助施設等	552	567	Δ	15		2.6	
(5) 施設(一般財源化分)	540	540		0		0.0	
6 一 般 単 独 事 業	26,808	25,418		1,390		5.5	
(1) 一 般	2,606	2,116		490		23.2	
(2) 地 域 活 性 化	690	690		0		0.0	
(3) 防 災 対 策	871	871		0		0.0	
(4) 地 方 道 路 等	3,221	3,221		0		0.0	
(5) 旧 合 併 特 例	6,200	6,200		0		0.0	
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	5,000		0		0.0	
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320		0		0.0	
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000		0		0.0	
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	900	_		900		皆増	
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210		0		0.0	
(1) 辺 地 対 策	510	510		0		0.0	
(2) 過 疎 対 策	4,700	4,700		0		0.0	
8 公共用地先行取得等事業	345	345		0		0.0	
9 行 政 改 革 推 進	700	700		0		0.0	
10 調 整	100	100		0		0.0	
計	59,742	60,000	Δ	258		0.4	
二 公 営 企 業 債							
1 水 道 事 業	5,571	5,946		375		6.3	
2 工業用水道事業	338	307		31		10.1	
3 交 通 事 業	1,562	1,420		142		10.0	
4 電気事業・ガス事業	260	262	Δ	2		0.8	
5 港 湾 整 備 事 業	555	569		14		2.5	
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	4,005	Δ	406		10.1	
7 市場事業・と畜場事業	343	362		19		5.2	
8 地 域 開 発 事 業	708	912		204		22.4	
9 下 水 道 事 業	12,384	12,779	Δ	395		3.1	
10 観 光 そ の 他 事 業	100	154		54		35.1	
計	25,420	26,716	Δ	1,296		4.9	
合 計	85,162	86,716	Δ	1,554	Δ	1.8	

項目	令和2年度 計画額(A)	令和元年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三臨時財政対策債	31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
五国の予算等貸付金債	( 249)	( 286)	(△ 37)	(△ 12.9)
447 =T	( 249)	( 286)	(△ 37)	(△ 12.9)
総計	117,360	120,084	△ 2,725	△ 2.3
内 普 通 会 計 分	92,798	94,294	△ 1,497	△ 1.6
訳 公営企業会計等分	24,562	25,790	△ 1,228	△ 4.8
資 金 区 分				
公 的 資 金	47,571	47,920	△ 349	△ 0.7
財政融資資金	29,346	29,527	△ 181	△ 0.6
地方公共団体金融機構資金	18,225	18,393	△ 168	△ 0.9
(国の予算等貸付金)	( 249)	( 286)	(△ 37)	(△ 12.9)
民 間 等 資 金	69,789	72,164	△ 2,376	△ 3.3
市場公募	38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀行等引受	31,289	32,764	△ 1,475	△ 4.5

### その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

### (備考)

国の予算等貸付金債の ( ) 書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

### はじ め

進 性 ミュニティを支える行政サービスを提供する とともに、 度を人生百年時代にふさわしいもの 少子高齢化が一層進む中、 に引き継ぐため、 めるとされています。 が小さく税収が安定的な地方税体系の構築 令和二 地方税の充実確保を図りつつ、 |年度の税制改正大綱では、 各地方公共団体が安定的に地 社会保障をはじめとした諸 豊かな日本を次世 税源の偏 へ変換す 人口 域の |減少 在 Ś

改正点を説明いたします ておりますので、 課題への対応や、 (寡夫) 全国的に増加している所有者不明土地に係 控除を適用するなど多様な改正がされ 以下、 未婚のひとり親につい 市町 対税に関する主 て寡婦 る

> の個人住民税から適用され となり、 次のとおり改正されること 女性のひとり親の間の不公 な税制を実現する観点から - 婚姻歴の有無による不公 を同時に解消するため لح (表 1) 「男性のひとり親と 令和三年度分以

ア する子 かかわらず、 る所得控除の適用及び寡 未婚のひとり親に対 婚姻歴の有無や性別に (寡夫) (前年の総所得 控除の見直 生計を一

用する。 (控除額三〇万円) の 「ひとり親控除 を

有す

る単身者につい

て を

額等が四八万円以下)

万円を適用することとし は ア以外の寡婦について 引き続き控除額二六

表 1

1

個

住

民税

関係

未婚のひとり親に対する税制上の措置

の

適

1

用及び寡婦

(寡夫)

控除の見直し等

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平

市町村課係長 (税政担当) 大 磯

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等(案)(個人住民税について適用 全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひ とり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う。 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者 について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用 上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦につい ても所得制限(500万円以下(年収678万円))を設定 ※ 所得500万円(年収678万円)以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がいない死別女性については現状のままとなる。 ※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。 改正後 所得 所得 500万円 500万円 ひとり親 寡婦 特別寡婦 寡婦 扶養親族 (子以外)あり ひとり親 <未婚の ひとり親> 扶養する 子なし 扶養親族 なし 。 個人住民税に係る控除額 30万円(所得税35万円) 26万円(所得税27万円) 30万円(所得税35万円) ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」 ※全体について事実婚チェックなし 26万円(所得税27万円) の記載がある者は対象外とする

香

### 特集 1 令和2年度 税制改正(市町村税関係)について

(2) 個人住民税の人的非課税措置の見直し 子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所 右記アに伴い、 得制限(前年の合計所得金額五〇〇万円以 (年収六七八万円)) を設定する。 寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手 現行(令和元年度改正後)

(3) 住民票における世帯主と続柄の確認 見直し、 当を受給している十八歳以下の児童の父又は の寡婦、 に対する個人住民税の人的非課税措置を ひとり親及び寡婦を対象にする。

と 同 として未届の妻又は未届の夫その他これら に属する者に係る住民票に世帯主との続柄 る者である場合には、 その者が住民票に世帯主と記載されてい 一の内容である旨の記載がされた者が その者と同 一の世帯

1 帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫 る者でない場合には、その者の住民票に世 がされていないこと。 その他これらと同一の内容である旨の記載 その者が住民票に世帯主と記載されてい

注 玉 象外とした場合、 ひとり親控除又は寡婦控除の適用を対 を行うとともに、その結果、 脱庁 日時点における住民票の続柄の確認 市町村においては、前年十二月三十 (税務署) それに関する情報を にも共有する。 申告者の

# 2 適用の見直し 日本国外に居住する親族に係る扶養控除の

以後の個人住民税から適用されます。 適用の見直しは次のとおりで、令和六年度分 日本国外に居住する親族に係る扶養控除の

(1) 非居住者である親族に係る扶養控除の対 象となる親族から、年齢三十歳以上七十歳 い者を除外する。 未満の者であって次のいずれにも該当しな

ア 留学により非居住者となった者

### 1 障害者

ウ

ずれかを満たすこと。

ひとり親及び寡婦は、

次に掲げる要件のい

て生活費又は教育費に充てるための支払を その所得割の納税義務者から前年におい

(2) 年齢三十歳以上七十歳未満の非居住者で 提示しなければならないこととすること。 明らかにする書類の提出等が義務付けられ 割の納税義務者は、 係る扶養控除の適用を受けようとする所得 あって右記(1)ア又はウに該当する者に ることを明らかにする書類を添付し、又は ることとあわせて、 (1) ア又はウに該当する者であることを 右記(1)ア又はウに該当する者であ 個人住民税の申告の際 所得税において右記

# 三八万円以上受けている者

## 古 [定資産課税関係

Ш

# 1 対応 所有者不明土地等に係る課税上の課題への

握や課税の公平性の確保の観点から、 ることや、 おり改正されます。 課題に対応するため、所有者情報の円滑な把 ことといった課題が生じています。こうした ない場合に固定資産税を課すことができない 尽くしてもなお所有者が一人も明らかとなら れていない等の理由により、課税庁が調査を いるにもかかわらず、所有者が正常に登記さ の調査・特定に多大な時間と労力を要してい 場合に「現に所有している者」 (通常は相続人) ことにより、 所有者不明土地等が全国的に増加している 固定資産を使用収益している者が 登記上の所有者が死亡している 次のと

(1) 現に所有している者の申告の制度化 (表2) 1 氏名、 例で定めるところにより、 当該土地又は家屋を所有している者(以下 必要な事項を申告させることができる。 等がされている個人が死亡している場合、 屋について、登記簿等に所有者として登記 「現所有者」という。)に、当該市町村の条 市町村長は、その市町村内の土地又は家 右記の申告について、固定資産税におけ 住所その他固定資産税の賦課徴収に 当該現所有者の

ウ る他の申告制度と同様の罰則を設ける。 条例の施行の日以後に現所有者であること を知った者について適用されます。 右記の改正は、 令和二年四月一日以後の

2 ア 使用者を所有者とみなす制度の拡大 (表3) 市町村は、 一定の調査を尽くしてもなお

### 特集1 令和2年度 税制改正(市町村税関係)について

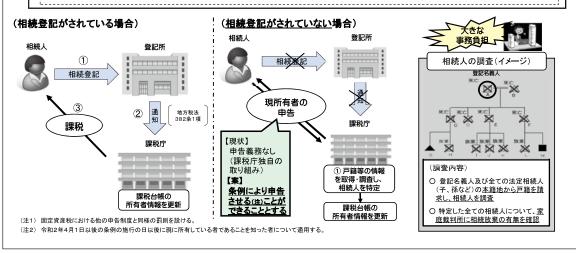
### 表 2

### 現に所有している者の申告の制度化(案)

### 現狀

- 課税庁は、「現に所有している者」(通常は相続人)の把握のため、法定相続人全員の戸籍の請求など、調査 事務に多大な時間と労力。
- 〇 納税義務者特定の迅速化・適正化のため、独自に、死亡届の提出者等に対し「現に所有している者」の申告 を求めている団体も多い。 →実効性を高めるため、申告の制度化の要望

- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、 市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。
- (※) 申告期限は、現所有者が現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日で条例で定めることとする予定。



### 表3

### 使用者を所有者とみなす制度の拡大(案)

### 現狀

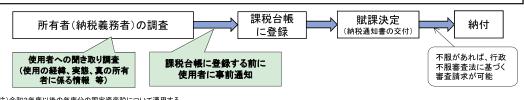
- 固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等によって、調査を尽 くしても所有者が一人も特定できないケースが存在。また、使用者からも調査に協力を得られない等、所有者特
- 〇 現行法では、震災等の事由によって所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できる規定があ るが、適用は災害の場合に限定。
- うしたケースについては、現行法上は誰にも課税できず、課税の公平性の観点から問題。

(参考) 現行法における使用者を所有者とみなして課税できる規定

地方税法(抄)

4 市町村は、<u>固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者と みなして</u>、これを固定資産課税台帳に登録し、<u>その者に固定資産税を課することができる</u>。

- 市町村は、調査(※)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者 とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとする。
- 使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録する場合には、その旨を事前に使用者に通知するものと する。
- (※) 「調査」とは、住民基本台帳、戸籍簿等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他の関係者への質問等。



(注)令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

### 特集 税制改正(市町村税関係)について 1 令和2年度

固定資産の所有者が一人も明らかとならな い場合には、その使用者を所有者とみなし 定資産税を課することができる。 て固定資産課税台帳に登録し、その者に固

- その旨を当該使用者に通知する。 資産課税台帳に登録しようとする場合には、 アにより使用者を所有者とみなして固定
- 有者の特定のために必要な調査とし、 れる者その他の関係者への質問その他の所 及び戸籍簿等の調査並びに使用者と思料さ アの「一定の調査」とは、住民基本台帳 政令において定められる。 その

工 資産税について適用されます。 右記の改正は、 令和三年度分以後の固定

## 2 固定資産税等の特例措置

- 1 却資産に係る課税標準の特例措置の創設 導入計画に基づき新たに取得した一定の償 ローカル5G無線局に係る免許を受けた 特定高度情報通信技術活用システム
- 2 供するために取得した一定の償却資産に係 る課税標準の特例措置の創設 農業協同組合等が、 認定就農者の利用に
- 3 長 新築住宅に係る税額の減額措置が二年延

### Ш 法人課税関係

## の拡充等 地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)

1

されます。 の措置を講じた上、 び法人事業税額の特別控除制度について、 る寄附をした場合の法人住民税法人税割額及 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連す その適用期限が五年延長 次

- (1) 税額控除率を、 三% (現行:一七・一%)、法人事業税に については五・七% (現行:二・九%)、 ついては二〇% (現行:一〇%) にそれぞ 法人市町村民税法人税割については三四 れ引き上げる。 法人道府県民税法人税割
- 2 する方式から包括的に事業を認定する方式 関係法令の改正を前提に、個別事業を認定 業に一定の補助金等による事業を加えた上. に転換する認定手続の簡素化を行う。 しごと創生寄附活用事業について、 地域再生計画に記載されるまち・ひと・
- (3) 認定地方公共団体の受領する寄附金がそ の寄附金に関連するまち・ひと・しごと創 寄附金とすることとしている。 措置が講じられることを前提に、 生寄附活用事業費を上回った場合の適正化 方公共団体に対して支出する寄附金を対象 公共団体がその事業を行う前にその認定地 認定地方

- 対象事
- 2

### IV そ の 他

# 地方のたばこ税

1 ア 準について、葉巻たばこ一本を紙巻たばこ 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し 本に換算する方法へ改正されます。 g未満の葉巻たばこをいう。) の課税標 軽量な葉巻たばこ(一本当たりの重量が (表4)

ることとし、その場合の換算方法を葉巻た りの重量が○・七g未満の葉巻たばこに限 日から令和三年十月一日までに二段階で実 ばこⅠ本を紙巻たばこ○・七本に換算する 間について、右記の改正の対象を一本当た 年十月一日から令和三年九月三十日までの 施することとされています。なお、令和二 施されますが、激変緩和等の観点から、同 方法とされます。 右記の改正は、 令和二年十月一日から実

2 課税免除事由に該当することを証するに足 輸出免税等の適用に当たって必要となる が図られます。 提出について、当該書類の提出を不要とす りる書類の都道府県知事及び市町村長への 輸出免税制度等に係る手続の簡素化

# 森林環境譲与税の見直し

森林整備を一層促進するため、 災害防止・国土保全機能強化等の観点から、 地方公共団体

### 表 4

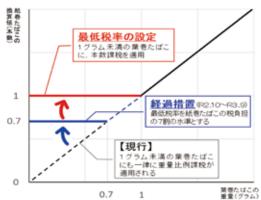
### 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し(案)

○ 道府県たばこ税及び市町村たばこ税について、葉巻たばこに係る課税方式を下記のとおり見直す。

### 1. 課税方式の見直し

地方税法において、重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、 最低税率を設定する(本数課税方式への見直し)。





### 2. 段階的見直し一実施時期・経過措置-

令和2年10月から実施する。ただし、<u>令和3年9月までの1年間</u>について<u>一定の経過措置</u>を講じ、<u>最低税率を段階的に引上げる</u>。

※ 経過措置期間中は、「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」とみなして課税することにより、税負担の増加を緩和。

### 表 5

### 森林環境譲与税の増額(案) 〇 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことな どにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題 〇 このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財 源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備など を一層推進 【現行】 【森林整備の推進】 全国防災のための 個人住民税均等割引上げ 森林環境税課税(年額:1,000円) (年額1,000円) 税収の ・ 一部をもって償還 平年度約600億円 100 100 初年度 200 200 200 200 譲与税特別会計における借入金で対応 約300 より電線断網 600 600 500 500 500 500 400 400 400 400 300 300 300 200 200 200 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R16 · · 【変更後】 15年度目から全額譲与 活用により 償還 2年度目に当初予定から倍増 箍与税特别全割 間代により倒木を防止 600 600 600 600 600 600 600 600 600 600 500 500 400 300 200 R1 R3 R4 R5 (R6) R8 R16 · · · R2 R10 R11 R12 R13 R14 R15 地方公共団体金融機構の 6年度目から全額譲与 金利変動準備金の活用 2,300億円 林業を志す人への研修

### 特集

(1) 令和二年度から令和六年度までの各年度 た。 の譲与額を前倒しで増額することとされまし 次のとおりです。 金を活用することとし、 における森林環境譲与税については、 公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備 (表 5) 各年度の譲与額は 地方

令和六年度	令和五年度 の和四年度及び	令和三年度 及び	年度
額に三〇〇億円を加算した額森林環境税の収入額に相当する	五〇〇億円	四〇〇億円	譲与額

2 の譲与割合は、 森林環境譲与税の市町村及び都道府県 次のとおりです。

令和六年度以降	令和五年度及び	令和三年度及び	年度
10 分 の 9	25 分 の 22	20 分 の 17	市町村
10 分 の 1	25 分の3	20 分 の 3	都道府県

(3) 令和元年度の森林環境譲与税の譲与に充 る費用について、地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金が活用されます。 てた借入金の償還金及び利子の支払に要す

### 3 納税環境整備

## 1 還付加算金等の割合の引下げ (表 6)

交付税特別会計における譲与税財源の借入れ

金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、

を行わないこととした上で、森林環境譲与税

ア その年中においては、 基準割合とする。 特例基準割合が年七・三%未満の場合には、 還付加算金の割合は、各年の還付加算金 その還付加算金特例

(注) 右記の「還付加算金特例基準割合\_ とは、平均貸付割合(財務大臣が告示) 加算した割合をいう。 に年〇・五% (現行:年一%) の割合を

イ 滞金の割合は、 猶予特例基準割合が年七・三%未満の場合 金の全額が免除される場合を除く。) 基準割合とする。 には、その期間においては、その猶予特例 納税の猶予等の適用を受けた場合 納税の猶予等をした期間の 延滞 の延

年一%)の割合を加算した割合が年七・三% 各年の平均貸付割合に年〇・五% 長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、 該加算した割合とする。 未満の場合には、その年中においては、当 平均貸付割合に年〇・五% (現行: 法人住民税及び法人事業税の納期限の延 %) の割合を加算した割合をいう。 右記の「猶予特例基準割合」とは、 (現行:

ウ

I 従前どおりの割合とする。 イ及びウ以外の延滞金の割合については

延滞金の割合について、〇%となることの 今回の改正の対象となる還付加算金及び

オ

ときは〇・一%とする。 ないよう、各割合が年○・一%未満である

カ これらの改正は、令和三年一月一日以後

の期間に対応する還付加算金及び延滞金に

2 の決定期限の整備 期限到来間際にされた申告に係る加算金 ついて適用されます。

更正決定を予知してされたものを除く。)に ついて所要の整備が行われることとなります。 により納付すべき不申告加算金の消滅時効に ことができることとするとともに、この決定 がされた日から三月を経過する日まで、行う 係る不申告加算金の決定について、その提出 三月以内にされた申告書の提出 決定をすることができないこととなる日前 (調査による

(3) 不動産公売等における暴力団員等の買受

け防止措置の創設

す。 者は、 に行う公告に係る公売等について適用され 様の見直しが行われ、令和三年一月一日以後 よることとされている地方税についても、 止措置を創設することとされている。これに 不動産公売等における暴力団員等の買受け防 入札等をすることができないこととする等の 申込みをいう。以下同じ。) をしようとする の入札等(入札又は競り売りに係る買受けの 国税において、公売財産 暴力団員等でない旨を陳述しなければ、 国税徴収法に規定する滞納処分の例に (不動産に限る。)

### 還付加算金等の割合の引下げ(案)

- 国税における見直しと同様、地方税の還付加算金等について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げを行う(令和3
- ※ 延滞金については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能、回収リスクの観点から、その水準を維持。 ただし、納税の猶予等の場合・納期限の延長の場合については、国税の延滞税・利子税と同様に割合の引下げを行う。

		内 容	特 例	令和 元年分	見直し案
還	置付加算金	地方団体から納税者への還付金に付 される利息	特例基準割合 (平均貸付割合+ <u>1%</u> )	年1.6%	還付加算金特例基準割合 (平均貸付割合+ <u>0.5%</u> )
<u>S</u> i	正 滞 金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった 場合に遅延利息として課されるもの	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) +7.3% (早期納付を促す)	年8.9%	<u>—</u> (名称を「 <u>延滞金特例基準割合</u> 」に変更)
	1ヶ月 以内等	早期納付を促す観点から低い利率	<u>特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%) +1% <i>(早期納付を促す)</i>	年2.6%	 (名称を「 <u>延滞金特例基準割合</u> 」に変更)
	徴収の 猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減 退といった状態に配慮し、軽減	<b>特例基準割合</b> (平均貸付割合+ <u>1%</u> )	年1.6%	猶予特例基準割合 (平均貸付割合+ <u>0.5%</u> )
-	納期限の 延長	法人住民税及び法人事業税について 納期限の延長があった場合に課される もの	<b>特例基準割合</b> (平均貸付割合+ <u>1%</u> )	年1.6%	平均貸付割合+ <u>0.5%</u>

※「平均貸付割合」は、各年の前々年の9月から前年の8月まで(現行:前々年の10月から前年の9月まで)の各月における銀行の新規の短期貸出約定 平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで(現行:12月15日まで)に財務大臣が告示する割合。

積極的な活用が期待されるところです。

の対応に係る制度が創設されることとなり

々な課題が生じている

「所有者不明土地等」

公共事業の推進や生活環境面に

お 0

l١

固定資産税では、

課税上の課題

4

さらに、今後の検討事項として、

地方税の

### む す び

どの改正がなされました。 の対応として、 するため、 ていた、未婚のひとり親に対する更なる税制: 令和二年度税制改正で検討し結論を得るとさ 今年度の税制改正では、 平成三十一年度税制改正にお 寡婦 (寡夫) 子どもの貧困に 控除を適用するな 1) 対

政に対する住民の信頼へとつながることから、 収額通知 行政による税負担の公平性の確保は、 電子化の推進に取り組むこととされています。 る電子申告率の向上に向けた環境整備、 より一層の適正な課税・徴収事務の執行をお願 子化については、 税に対する住民の意識も高まり、 (納税義務者用) 固定資産税 の電子化等、 (償却資産) 適正な税務 市町村行 更なる 特別徴 に係

いたします。

# 時は今、 【慶を大河ドラマに 二好長慶を語る~

三好長慶会代表

出

水

康

牛

!

## 戦国 ロマンを求めて

骨の提言をした、それが『歴史研究』(全国歴 史研究会・二〇〇一・六月号) 見直されねばならない」と袋叩きを覚悟して反 信長の直前二十年の最初の天下人三好長慶こそ きた。「いつも信長・秀吉・家康でもあるまい。 に二十年来のスパイラル曲線による活動をして 三好長慶会 (一九九九年七月結成) の同志と共々 『戦国三好盛衰記 - 阿伊の讃土・青嵐の群像』(P 定年退職を機に先生から作家先生に変身して 「誇るべき故郷の歴史の再認識」 でのことであった。 を提唱して



三好長慶像

刊した。それまで、三好長慶は郷土の英雄・ 展している。 認識がされるようになっての大展開が現在に進 久秀の研究がされ、 値観変転の三位 かれていた。それが、学問研究・市民運動・ 治以来の歴史研究・歴史教育で不当な評価に置 者・梟雄として松永久秀とセットにされて、 性を際立たせるために戦国末期の下克上の悪 との視点での顕彰はされなかった。信長の革新 時には「天下」とされた京畿内・堺を支配した 長に二十年を先んじて最初の天下人として、 HP京都刊)を「小説歴史」の意図で書いて発 一体の視点で、三好長慶・松永 その名誉回復・再評価・ 当 明 再 価

の奉行人を採用して実質的な幕府組織が存在し ら足利義維 幕府論が示唆に富む論理となった。阿波勝瑞か れに代わる「堺幕府」 永と享禄の旧新の年号が混在することの解明か 五三二)年まで、 今谷明さんの幕府文書に京と堺の近距離で大 大永七(一五二七)から享禄五(天文元 (軍事後見役) (堺公方)・細川晴元 (管領)・三好 京に将軍・管領が不在、 が堺に渡海して、 が組織されていたとの堺 室町幕府 そ

> 華の乱に象徴される激動の時代に走狗のように 字切腹を側近の家臣達八十余人と共にして、 の「天下とり」とされた。 の家臣団を形成して三好本宗家として存在する として畿内に颯爽と登場する。その後に父を死 慶)・千満丸(義賢)と母の須賀の方は元長の 天井・血の海を現出した。その前夜に千熊丸 (長 畿内国人衆の利害からの内部対立が発生して、 ていたとされた。それが、 三好之長・父の元長の功績を基盤に畿内で独自 各地での戦闘に働き、雌伏の十七年間に曾祖父 に追い込んだ仇敵の細川晴元のもとで、 元と一向一揆勢との仲裁の役割を担って若武者 に未だ元服前の幼名の三好長慶が武門の細川晴 遺命によって本拠の阿波に逃れた。その一年後 元長が一向一揆勢十万に囲まれて顕本寺で十文 ことになった。 堺幕府に三好元長と 第一次の戦国三好氏 天文法 血

を支配する環大阪湾三好政権を形成していくこ ASAトライアングルを本拠として京畿内 その歴史的動向の中で、 「戦国ロマン」 を求める。 阿波·讃岐· 淡路 · · 堺

明治初期以来に、 信長の上洛(一五六八) を

### 特集2 時は今、三好長慶を大河ドラマに!~戦国天下人三好長慶を語る~

されている。 〇 一 三 · 一 四 · 幸編『戦国遺文·三好氏編』 堂・二〇一〇刊・増補版二〇一五刊)、 して天野忠幸『戦国期三好政権の研究』 先輩の長江正一『三好長慶』(吉川弘文館・一 移行期として再検討され、 近世移行期」が新しい日本史研究の画期とされ 近世の始期とされたことで、 〇七に洋泉社から新書版再刊) 三好一族』 九六八刊)を先駆的業績として、今谷明 ら大坂の役(一六一四・一五) て、応仁・文明の乱(一四六七~一四七七) の活躍した時代が中世末期 三好長慶・戦国三好一族の活躍が、 のこととして埋没させられていたが、 三好政権の名を付けた最初の研究書と (新人物往来社・一九八五刊、 五)三巻が史料集として出版 研究成果が蓄積され (一五〇八~一五六 阿波細川 (東京堂出版、 が概説書として の期間を中近世 ·三好氏 我らの 天野忠 戦国

のために、 九四 三好長慶を主人公とする大河ドラマの夢の実現 だ、目から鱗が落ちた」と嬉しい同調がされ、「戦 阪の関連団体によって展開されつつある の再認識が可能とされた。そして、前記の反骨 の発掘成果などによって、誇るべき故郷の歴史 提言が袋叩きされること無く、「そうだそう それらの多くの学問的な成果や平成六 年来に発掘が継続される「勝瑞城館跡 誘致推進活動が官民一体で徳島 を求めて、 今まさに、 時は今として <u>(</u> 九

本誌の読者一人一人がアイデア・知恵を出し 共助・共同して大河ドラマ実現に尽力し

を支配したことが証明され、

大河ドラマの主人

前二十年の最初の天下人三好長慶が京畿内・堺

共同で男女共同参画の図式となり、

信長直

みると見事な位置関係にあって、兄弟姉妹の共

の役割を果たした。

この配置を地図上に置い

の城主芥川孫十郎の正室となってそれぞれ

て される。 その結果としての名利を求めることも許容

### 戦国天 下人三好長慶と 天下一茶人千利休

生きしてその後半生が織田信長・豊臣秀吉との あったが、 涯であった。それぞれ異質の波乱万丈の生涯で 九一)年二月二十八日の切腹死での七十歳の牛 月四日までの四十三歳、 南宗寺とする。長慶が永禄七 (一五六四) に生まれ、 長慶と利休は大永二(一五二二) 利休が前半生を長慶、 終の住処を京の大徳寺聚光院、 利休は天正十九(一五 二十七年を長 年の同 年七 堺 U Ó 年



利休墓碑

長慶墓碑

する文物が各地に存在する。

形成のなかで大きな足跡を残した。

成されドラマチックに表現される。

て五男六女が生まれ、

その人間関係が複雑に形

姉妹が長慶の天下とりを支える。

利休を父とし

元長を父として五男六女の三好長慶らの兄弟

野川市)有持道慶の正室、 淡の海を抑える予定であったが槍場の合戦で野 冬長は野口冬長として淡路志知城で播磨灘・讃 岐を基盤に鬼十河の猛将として活躍し、 の幸は後に長慶が天下城とした芥川山城 歳は海部城主 主(徳島市)一宮成助の正室、 さん・お吟を生んだ。 利休の正室として道安を嫡男としておゆう・お にをした。長女の宝心妙寿を法名とする妙は千 田内藏助との組み討ちで相討ちの壮烈な討ち死 渡海の機動力となり、 冬康として淡路水軍を支配下に置いて畿内への 大西城主(三好市)大西角養の正室、 (実休) が本拠の阿波国主となり、 長慶が最初の天下人になるのに、 (海陽町) 次女の翠は上浦城主 | 存が十河| 存として讃 海部宗寿の正室、 三女の沃は一宮城 四女の小牧野は 兄弟の 冬康が安宅 五女の千 末弟の (高槻 義賢 (吉

共生であった。

長慶と利休が天文文化から安土・桃山文化

それを証

れていた。

それが合意のものとして記憶する。

# 「織田が捏ね羽柴が搗きし天下餅座りしま 織田が捏ね羽柴が搗いた天下餅

は 評価は必然のものとされる。それでも、 す段階と見ると、信長の革新性も虚像の巨像と る。 の歴史研究・教育の時期区分の便宜の上とされ 近世の始期を信長の上洛からとされた明治以来 譜が完成する。三好が落とされたのは、 して割引いて考え、中近世移行期の視点での再 を生産して蒸さなければ捏ねも搗きもできな 喰うは徳川」との落首があるが、 三好長慶・戦国三好一族の天下とりの過程 戦国乱世を収束させる、 それで「三好が蒸し」を加えて天下人の系 が捏ね羽柴が搗きし天下餅座りしまま 餅米を生産して蒸 餅は餅米 前記の

鳴かざれば鳴かせてみせよう時鳥 (秀吉)鳴かざれば殺してしまえ時鳥 (信長)人の落首が先行・喧伝された。

鳴かざれば鳴くまで待とう時鳥 (家康) 鳴かざれば鳴くまで待とう時鳥 (家康)

> 山の教訓が今に生きてずしりと重い。 大ダルを取った。「為せば成る為さねば成らぬ スで高橋礼華さんと組んだ松友美佐紀さんが金 スで高橋礼華さんと組んだ松友美佐紀さんが金 スで高橋礼華さんと組んだ松友美佐紀さんが金 スで高橋礼華さんと組んだ松友美佐紀さんが金 スで高橋礼華さんと組んだ松友美佐紀さんが金 スで高橋礼華さんと組んだ松友美佐紀さんが金 スで高橋礼華さんと組んだ松友美佐紀さんが金 スで高橋礼華さんと組んだ松友美佐紀さんが金 スで高橋礼華さんと組んだ松友美佐紀さんが金 の事も成らぬは人の為さぬなりけり」の上杉鷹 はいを入れてあったら、富士山でなく、チョ

# 一好長慶の「理世安民」の旗幟

世記』に記述されている。
世記』に記述されている。
は幟を見て時の支配者を知ったと伝承される。
年の間に「三階菱に釘抜き」の三好氏の家紋の年の間に「三階菱に釘抜き」の三好氏の家紋の年の間に「三階菱に釘抜き」の三好氏の家紋の京の町衆は東山の八坂の塔に朝陽に輝き翻る

豪 • して独自の家臣団・軍団を組織した。 の戦闘に出陣して、 居城して摂津西半国守護代として東奔西走して 以後に、細川晴元政権下で越水城 話ヒストリア「信長に二十年先んじた男・最初 昨年六月十九日に全国放送されたNHK歴史秘 た十一歳から三十一歳までの二十年の時が経過 したことであった。そのドラマチックな場面が している。その最初が父の仇敵細川晴元に臣従 その旗幟を翻すまでに三好長慶の名で雌伏し "天下人』三好長慶」として映像化され 国人層を味方に付け異能の家臣として採用 その時々に異彩を放ち、 (西宮市) 越水城 土 た。 に

> 寺合戦 五四九) の合戦 利害を代表する細川晴元に対して新しい町・村 宗・京都町衆が信仰した現世利益の法華宗が三 どの時代は比叡山の天台宗・山科本願寺の一向 徐々に力を蓄えて西国街道のちょうど中間に位 現在なら高速道の役割を果たして通じていた、 細川晴元を支持する同族の宗三三好越後守政 で、三好長慶が畿内の国人層の利益と対立し始 の利害を代表する国人層を家臣団化した。 新時代の偉大なるものとされ、寺社領・荘園の 成されて利害に応じて激しく自己主張して活躍 連合の惣村が土豪・国人層をリーダーとして結 領・荘園に棲む農民が村 れる。その時は京畿内に一向宗の寺内町、 が最も華々しく活動した時代であったと評価さ つ巴で展開した天文法華の乱で京畿内が大混乱 後で晴元の意向を容れて撤退した。その十年ほ 置する芥川山城に一度は入城(一五三九)した から京都まで十里 かれたのである。そのことで三好長慶の存在が て現在の大阪を中心とする近畿地方の基盤が築 した。その活力が畿内の経済活動を急成長させ した。今にして再検討すると、日本史上で民衆 晴元を支持する木沢長政を打破する太平寺 (一五四七) (一五四二)、遊佐長教を打破する舎利 年の江口の合戦で将軍足利義輝・ を経て、終に天文十八(一 (四十キロ) の西国街道 (惣) を形成し、 それ その 寺社

吉に継続する天下統一への重要な合戦であった。

く前進する。

この江口の合戦は長慶・信長・秀

を討ち死にさせ、

将軍・管領を近江に追放し

父元長の無念を晴らした。

それで天下人に大き

### 時は今、三好長慶を大河ドラマに!~戦国天下人三好長慶を語る~ 特集2

るのが、 当時の「天下」 五五三 が、 示し、 それで三好一族に叙位叙官・家格上昇がされて、 駿府でした大御所政治の先駆をしたのである。 おおらかな寛大さによるものであった。 はんはお人好しでんなあ」とされたが、 れに危機感を持った義輝将軍が岳父の六角氏に 天皇が時の将軍へ諮問しての専権事項であっ 軍を奉じない、 追放して、 かったと結論づけられる。 は 有名な武田信玄と上杉謙信の五回の川中島合戦 七十度の眺望で要所に目を光らせながら家康が に義輝剣豪将軍の御内書による画策によって悩 のと再評価される。確かに、京の町衆が 慶の敗北、 を実現させて帰京したのである。 泣きつき、 紋の旗幟を朝陽に翻した。それで三好長慶が将 ことが有って曲折があったが。 自の政権を樹立するのである。 よって三好長慶が室町幕府の将軍を奉じない に拠らしめ、 !の平穏のため、「理世安民」の理念によるも して近江の義輝将軍を無視して決定する。 此の時の改元は正親町天皇が三好長慶に 地方の合戦で日本史を動かすものでは 八坂の塔に三階菱と釘抜きの三好氏の 弘治から永禄への改元である。 年に義輝将軍・晴元管領を再度近江に 長慶は家督を嫡子義興に譲って芥川 二月に 限界として評価されていたが、 その斡旋に応じた三好長慶との和睦 自身は飯盛山城に移住して、二百 長慶が出す「裁許状」によって に独裁する。 「理世安民」 江口の合戦の勝利 そのことを実証す の政治理念を公 天文二十二 (一 その後に和睦の そのことが長 長慶の 改元は そ

> 当家臣を派遣して公平な聞き取り調査をさせ 慶は訴訟の両者の言い分を聞き、 争いの裁定で、 が向日市・高槻市の今里・郡家に対する水利 村の利害を代表して政治するものを実証する 永禄四年の「三好亭お成り」 三好政権が前記のように、 その第一次史料が現存する。 が実現された。 新しい寺内町・ 周辺の村に担 長 惣

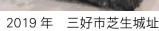


大東市役所前 (著者左側)

堺・南宗寺

2014年

ゆかりの地に建立された長慶像



2017年

える。 時は今、その時が動いている。 現として良いテーマであると信じる。 うのも れた。「時は今、大河ドラマの実現を」との 史高槻市長・東坂浩一大東市長・天野忠幸天理 公とする大河ドラマの実現を」との提言が一月 博は三好万博とイメージして「三好長慶を主人 〇二五年に開催される。 とができる現代と四百六十年の昔との差違を考 取は除く)する。 三好政権の支配した地域はほぼ を松永久秀・三好長慶が登場して果たしている。 光秀像の常識打破の人物像で描かれ、 目が今年の「麒麟が来る」で、これまでの 民性論議を超越して陽気・脳天気で「夢」 運が盛り上がって来ている。ぼやき・嘆き・県 大准教授)で東坂市長からされて、 ルデイスカッションは飯泉嘉門県知事・ よるシンポジウム をして三時間で徳島から京都・大阪まで行くこ 二十七日の徳島経済同友会・徳島県等の主催 結成されて十年となる関西広域連合の (一九六三)年の「花の生涯」以来の五九作 その関西広域連合で大阪・関西万博が三 「VS東京」を掲げる心意気の表現・実 高速道で「距離と時間の超克 (基調講演は松平定知、 三段論法的に、 致 拍手喝采さ その一役 (因幡の鳥 昭和三十 関西万 濱田剛 )範囲· を追 ) ر

して命日に参拝している。 城下の郡家の人々は現在にも長慶の小祠を祭祀 その報告に基づいて自ら裁決したので、 芥川·

### 関西広域連合 の 範 井 は

### 特集2

時は今、三好長慶を大河ドラマに!~戦国天下人三好長慶を語る~

1月27日のパネルディスカッションでの勝ち鬨

# 地方創生のアイデア募集

知らされる。 端が、 と有って、平群は松永久秀の志貴山城、 にある。それぞれのアイデア・熱意がしのばれ、 たパンフレットが写真のように百枚近くが手許 都・滋賀・奈良・福井の関係の県市町の制作し 志の森本好彦さんが収集してくれた岐阜・京 の役割を果たしたであろうと推察する。その一 官民一体で着実に多くの人が「縁の下の力持ち」 影響力は周知のこと。 合併による新地名での市町の存在、可児・平群・・ 「わが故郷」への想い・PRの効果が実感される。 大河ドラマの経済効果、その与える文化的な | 月二十七日のシンポジウムの時点で同 「麒麟が来る」の実現に などと

「麒麟がくる」PRパンフレット

持てるようにすることである」とのことの実現 域に住み、 の読者・観光振興担当者達が。地方創生が「地 に知恵・アイデアを、と念願する。 時は今、徳島県市町村振興協会『阿波の自治』 関わる人々が、 地域の未来に希望を

Rを、と祈念する。 るべき故郷の歴史の新発見・再認識」をしてP 制作するなら、こんなものができるとして、「誇 大河ドラマの最後の「龍は天道を行く紀行」を を行く』に倣って「龍は天道を行く」として 向に則し、三日木人『新三好長慶伝 具体的に、最近の大河ドラマのタイトルの傾 龍は天道

大河ドラマの実現をさせよう。

「死のうは一定(忍ぶ草をば何しょうぞ)

定語り起こすのよ」

「夢幻や 南無三宝

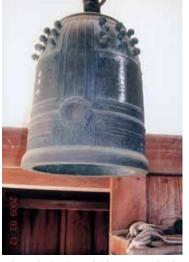
くすむ人は見られ

共楽…と誇るべき故郷の歴史の再認識をして

ともあれ、

共助・共同・共生・共栄・共存・

見をした。その一例を挙げると、 養の「お十夜」の時に鳴らされる半鐘が、 あれこれの取材活動の過程で、 両親・兄の供 無知の知の発 前記



太平寺合戦の陣鐘からの半鐘

生誕地、 観音像が安置されていて、ご住職に由緒を聞い に行って、半鐘と不動明王像に鋳造して寺に帰 それが河内太平寺に残されていて、 の「太平寺合戦」の時に寺の梵鐘が陣鐘とされ、 てびっくり仰天、 長慶念持仏」との掛札の観音堂、そこに十一面 ていて偶々に振り返ると、薄れた墨書で「三好 薩像の も後の元禄期に連絡が有って、総代が受け取り 奉納して、その半鐘が祖先慰霊に今も生き 「目引き観音」の伝承。 それが十八番札所恩山寺。三好長慶の 三好氏の菩提寺瀧寺の本尊の聖観音菩 美馬市脇町の東林寺でのこと。 他の調査に行っ 百五十年程

夢の夢の夢の世を(うつつ顔して何しょうぞ)

一期は夢よ

ただ狂へ

一期は夢よ

ただ狂

# 徳島はおいしい!

### 四国大学文学部教授 会 田

実

がらジュー 弾力がありな シーなので驚 いてもらうと 尾鶏も塩で焼 ばかりの阿波 鶏として出た

た

僚たちとの飲み歩きのリーダーとなっていました

またま東京時代からの友人が徳島大学にいて、同 の足下にある私立高校の教員でした。その頃、 らしたことになります。それまでは、東京タワー

そんな事情で徳島の酒食探訪が始まりました。 から、私もその仲間にすぐ引き入れられました。

きました。こ

した。 ようになりま 島の食を知る んな感じで徳

名産品も東京 集まっていま すが、地方の いしいものが

東京で使ったことはなく、こちらで初め

の味を邪魔しないのにアクセントをつけてくれる。 て使いました。きりっとした酸味と香り、食べ物

そば米、 酢橘は、

鳴門金時、

鳴門若布、

鳴門鯛、

物を教わりました。酢橘、

和三盆糖、

阿波尾鶏、 鱧等々。

徳島名

徳大の友人に連れて行かれた店などで、

徳島名物

酢橘

にも最高。地 焼酎の水割り

島へ来たのは九一年ですから三〇年近く徳島で暮

四国大学に奉職のため生まれ育った東京から徳

徳島三〇年

東京にはお

鳴門金時

は多いし、この値段でこれは東京の店では考えら では値が張ることが多く、名店に食べに行けば れないなという経験を何度もしました。 ませんが、値段的にも手頃でおいしいものが徳島 おさら高い。それに比べてというと失礼かもしれ

料理について述べてみようと思います。 今回は、そば米、焼き肉、スイーツ、そして割烹 そうした「徳島はおいしい」と感じた中から、

### そ ば 米

思えます。例えば、 れるものが出てきます。 が麺として広まる前は、蕎麦粉を練って餅状にし ですが、食べ飽きないし、体にも良さそう。蕎麦 健康食としてももう少し注目されてもいいように 麺状の蕎麦を「そば切り」と言います。そば米 及は江戸期で、東京の老舗の蕎麦屋では今でも 治拾遺物語』にも「そばがき」ではないかと言わ た「そばがき」がポピュラーな蕎麦の食べ方でし しては「そばがき」より古いのかなと思うのです た。古くからあったようで、鎌倉初期成立の『宇 て初めて食べました。素朴な郷土料理という印象 そば米は、全く知らなかった料理で、 野菜や鶏肉も入り栄養面のバランスもよい。 蕎麦の実のまま食べるのですから、食べ方と 山形県に芋煮という郷土料理 麺状に切った蕎麦の普 徳島に来

るような巨大鍋 近年は、 芋を牛肉や蒟蒻、 葱、牛蒡などと で芋煮を作って、 ン車で吊り下げ 煮た料理ですが、 クレー



そば米

り、全国的に知

理としてのポテンシャルは芋煮に劣らないと思っ られるようになりました。私は、そば米も郷土料 ているので全国的に知られることを願っています。

# 焼き肉と割烹料理

色々行きました。上質の肉を使っている店が多い りませんがけっこう目につきます。もちろんその たところでしょう。 いでしょうか。こちらの上が東京では特上といっ のに値段が安い。感覚的には、東京の七掛けくら 全てに行ってはいませんが、三〇年もいますから です。徳島市内に焼き肉屋さんが何軒あるのか知 き肉と割烹料理です。いずれもコスパがよいから 県外から来た人を連れて行って驚かれるのが焼

の友人のアドバイスで、全国的なグルメ誌にも紹 もない頃、 割烹料理も徳島はレベルが高い。徳島に来て間 恩師が訪ねてくれたので、先述の徳大

> ずの彼らが同じように口にする言葉は「会田、 恩師、 いる。 きを見て「東京の半分だな」。 こうまいな」、そして手渡された手書きの勘定書 かありますが、おいしいものを食べ慣れているは ねて来て、そうした店に連れて行ったことが何回 外れが少ない。特にご家族だけでやっているよう だいたら六万はいくのでは。その後も、良さそう 出などに歓声を上げましたが、料理自体も繊細で 中に索麺の入った竹筒が立っていて、板前さんが ました。東京の大企業で偉くなっている友人が訪 な小さなお店にこれはというところが多いと感じ な割烹料理店を見つけては食べに行きましたが ように思えますが、同レベルのものを東京でいた これもおいしい。恩師も大満足。お酒を入れて、 た。あぶらもしつこくなくかえってコクを深めて おいしい。地焼きの鰻の蒲焼きも初めて食べまし さっと竹筒を引くとお皿のお汁に索麺が広がる演 きれいにお造りが入っていたり、ガラス皿の真ん 介されたお店にお連れしました。氷のかまくらに 蒸してから焼いた東京の鰻もうまいですが 友人、私と三人で総額四万円強。少し高い

りませんが、学会や旅行で県外へ出てそうした和 してはかなりいいのではないかと感じています。 食の店にも入っていますから、徳島は地方都市と 他府県のそれときちんと比較できるわけではあ

### スイーツ

私はスイーツの中でもケーキが大好きで東京時

代は有名店によく行きました。それで徳島でも のケーキを食べたけど、徳島に比べてそれほどお ケーキをかなり買いますが東京に負けずおいし いしいと思わなかったと同窓会などで話すのを聞 卒業して東京に出た教え子が、東京の有名店

す。和菓子も 県外に知られ した。徳島の うかと思いま くとやはりそ ますが、甘み る老舗があり に感じられま 甘みが円やか ケーキは東京 に比べ、特に



和三盆糖

それに似ているのは、 板前さんにも欠かせないものだとか。 かなと思ったりしています。和三盆糖は、 和三盆糖が関係しているの 一流の

# 謙虚な徳島県人

をどうつなげてアピールするかだと思います。 と、見るところだっていっぱいあります。それら ん」と言うと聞きますが、そんなことはありませ 徳島県人は、 食もいいし、阿波踊りの迫力はもちろんのこ 徳島のことを「なんちゃ ない

# 可能な社会

### 相談所10年記念式典

見守り訪問活動

### はじめに

空請求やインターネット、 啓発活動を実施しています。 けています。また、講座などを開き、 名体制で、相談業務を行うほか、訪問 談所)を開設し、所長を含め相談員三 日に板野町消費生活相談所(以下、相 害対策としては、平成二十二年四月一 ど消費生活相談の内容が複雑で多様化 個人間売買に関するトラブルの増加な 最近注目される消費者問題として、架 た」などの消費生活に関する相談を受 により「悪質商法等による被害に遭っ しているそうです。板野町の消費者被 平成三十年度版消費者白書によると

連携した相談対応を実施してきたとこ が一ヶ所に集まっていることを強みに、 福祉協議会・地域包括支援センター等 開設当初より、役場・相談所・社会

> 域見守り訪問活動を行ってきました。 を兼ね、全戸訪問することを目標に地 置(平成二十七年十月三十日)が実現 り、県内初の地域見守りネットワーク は、消費者被害の未然防止・啓発活動 しました。また、平成二十八年度から である板野町消費生活地域協議会の設 消費者庁からのアドバイスもあ

これまで事業を実施してきました。 平成二十九年五月に事業認定を受け、 詐欺被害等から消費者を守るために を徳島版「地方創生特区」事業として 『小・中学校を対象とした消費者教育』 活動等の強化』『エシカル消費の浸透! 防止のための地域見守り活動及び啓発 た様々な対応が必要であることから、 は、さらなる活動の強化や時代に即し 『要見守りリストの作成』『消費者被害 しかし、悪質かつ新たな手法による

# 要見守りリストの作成

守り訪問活動で少し気にかかった方な として、相談所を訪れた方や、地域見 がい者などを被害から守ることを目的 かしています。 われる方を名簿化し、見守り活動に活 ど、これからも見守る必要があると思 消費者被害に遭いやすい高齢者や障

守り活動や啓発活動の強化を行いまし 害の防止を図ることを目的として、見 近年の複雑化・多様化する消費者被

板野町産業課主事

大

友

花

アグループ「板野町消費者よりそい隊」 問活動を続けてきたのですが、相談員 相談してもらえるようにと、見守り訪 所に情報提供してくれたりしています。 逆に地域で多い消費者トラブルを相談 談所が発信する情報を町民に伝えたり、 を平成二十九年度に発足しました。相 ていたことから、消費者被害に協力し 三名だけでは訪問できる件数も限られ ことも可能となりました。 込むことで、すばやく注意喚起を行う た際でも、 ただき、緊急の消費者トラブルがあっ 成員として新聞の専売所に加入してい ていただける方を募集し、ボランティ 地域見守りネットワークの構 翌日の新聞にチラシを折り

るとともに、相談所の認知度を高め、 だき、消費者被害防止の啓発を実施す 今後も、より多くの方にご協力いた

これまでも、自宅にいても安心して

### 市町村情報

### 地方創生の動き



藍染め体験教室



出前講座

思っています。

する゛ということも広めていきたいと

、困ったときは、

何でも相談所に相談

# エシカル消費の浸透

として、全国に先駆けて推進を行って つなげる人材の育成を図ることを目的 であった「エシカル消費」の認知度を う意味ですが、平成二十八年度に六% 域や環境に配慮した消費を行う〟とい 二〇%まで高め、実践・普及の行動に ((株) ネオマーケティング調査より) エシカル消費とは、"人や社会・地

りやすい。をテーマに、「エシカル消 お」別冊に毎月掲載してきました。 費教室」と題し、板野町広報誌 りながらも゛おもしろおかしく、わか ちなエシカル消費を役場の広報誌であ 併せて、平成三十年一月から令和元年 シカル消費推進宣言」を行い、これに 十二月までの二年間、 まず、平成三十年一月に「板野町工 難しく思われが 「すが

園の折り鶴を再生利用した紙で「恩返 たいという想いから、広島平和記念公 さんウォーキングフェスタinぃたのキ まってもらい「エシカル座談会」と題 開催やエシカル消費に関する団体に集 をしたり、藍染め体験ワークショップ でフェアトレードチョコレートの配布 間で全三十回以上行ったほか、成人式 発と併せてエシカル消費の講座を三年 さらに、板野町最大のイベント゛あ また、相談員が消費者被害防止の啓 知識を深める勉強会を重ねました。 記念品として残してもらい

> を作成し、参加者にお渡 紙記念ナンバーカード\_ 行いました。 商品やパネル展示なども 野高校の共催でエシカル ししたほか、相談所と板

催し、ご来賓・町民の皆 シカル消費をテーマに開 開設十年記念式典」をエ 様約三七〇名にお越しい 板野町消費生活相談所 令和元年九月一日には

バッグ持参など、身近なことから実践 中学生による研究発表、高校生による する人も多くいることがわかりました。 カル消費の認知度は六六%を達成する いづみ氏による講演会を行いました。 演劇や四国大学短期大学部教授の加渡 ただき、相談所や藍染め 工房 saai dye studio の活動発表のほか ンケート調査を実施したところ、エシ これらの結果、令和元年十二月にア 、地元農産物の購入やマイ

# 消費者教育小・中学校を対象とした

消費者教育はさらに重要であることか げられることを受け、小・中学校での

民法改正により、成人年齢が引き下

ら、今後も根気よく推進していきたい

と考えています。

図ってきました。 小・中学校からの消費者教育の充実を ることから、被害の減少を目的として する若年層の消費者被害が増加してい インターネットトラブルをはじめと

啓発物配布などを行いました。 話やゲームにおける消費者被害防止の を消費者被害防止やエシカル消費を テーマに作成してもらったり、携帯電 小・中学生を対象に、夏休みの課題 また、

> けた大きな一歩となりました。 になり、子どもの消費者被害防止に向 緑のカー

が、小・中学校との連携が図れるよう ただきました。少しずつではあります どを実施しました。また、中学生がゴー る講座を行ったり、藍染め体験教室な を相談所十年記念式典にて発表してい テンによって得られる省エネ効果など ヤで緑のカーテンを製作し、 小学生を対象に、エシカル消費に関す

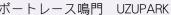
### 最後に

費者教育のさらなる強化を行ってい 区として認定された見守り活動・啓発 民の皆様と連携しながら、 たいと考えています。 活動の強化、エシカル消費の推進、 これからも、徳島県・関係機関・ 地方創生特



エシカル消費教室





# UZUHALL

ボートレース鳴門 **UZUHALL** 

# 鳴門市議会事務局主査

### 板 東 政 則

### はじめに

平成二十二年度でした。 なったのは、今からちょうど十年前の 研修生として市町村課でお世話に

募りました。 を聞いていましたので三月中は不安が れており、勤務時間が長いということ くないこと、同期入庁の職員が何名か 自分自身があまり行政事務などに詳し 渡されました。突然の話であったこと: の前日に、当時の所属長から市町村課 先に県の他の部局や市町村課に派遣さ へ派遣されることになったことを申し 平成二十二年三月の人事異動の内示

# 四月~九月

だきました。最初の仕事は、 営企業に関する事務を担当させていた 前期は財政担当で、 地方債や地方公 地方公営

> らつまずいてしまいました。 ことから始まりましたが、パソコンな 企業決算状況調査の説明会で説明する どに詳しくないことから、スタートか

ります。 十まで教えていただき大変感謝してお 財政担当の皆さんには心優しく一から 方や、一太郎の使い方などが全く分か その後も、効率的なデータ処理の仕 困惑していましたが、忙しい中

いまま時間が過ぎてしまいました。 ヒアリングが始まりベテランの方を前 にして緊張の連続であり、要領を得な そうこうしている間に各自治体への

皆さんに確認してしまいました。忙し えていただき本当にありがとうござい い中、嫌な顔ひとつせず懇切丁寧に教 く、本当に細かいことまで財政担当の そして、各自治体からの質疑等も多

務が大半でしたが、何度か外に出る機 会がありました。 また、財政担当では建物の中での業

り、平成十六年に廃止されており、地 板東病院という市立病院がありました せていただきました。鳴門市もかつて、 ていただき、市では出来ない経験をさ ついて考えさせられました。 域における公立病院の経営の難しさに が、医師の派遣が難しいことなどもあ 徳島市民病院への現地調査に参加させ 特に記憶に残っているものとして、

の思いで一一九番したところ、徳島市 深夜に嘔吐を繰り返してしまい、 さらに、その二年後に、食あたりで 必死

> ベッドの上で点滴を受けながら当時の 民病院に受け入れしていただきました。 ことを感慨深く思い出しました。

# 十月~三月

後期は総務税政担当で固定資産税の

ただきました。 うち家屋と償却資産の担当をさせてい

えていただき感謝しかありません。 闘の連続でした。そのような中、 覚えながら、ベテランの方が多い各自 産については最大九五パーセントまで 難しく、「家屋については最大八〇パー い方が多いように感じました。要説固 同じく固定資産税担当は勤続年数が長 規定も多く、各自治体とも財政担当と 件に係ることだけでなく様々な事を教 税政担当の皆さんには丁寧で温かく案 分では対応しがたい案件も多く悪戦苦 治体からの質疑等を受けましたが、自 セントまでしか減価しない」、「償却資 定資産税などを読んだだけでは理解が 幹税目であり、 しか減価しない」など初歩的なことを 固定資産税は、市町村にとっての基 住民税と同様に細かい

第一項第二号に係る償却資産のうち県 知事が配分するものについて現地調査 いた資料の検査や地方税法第三八九条 機会も多く地方交付税の額の算定に用 に参加させていただきました。 また、総務税政担当では、外に出る

わせると、県内のほとんどの自治体を 訪問させていただきました。それまで、 その結果、選挙関係の用務などもあ

### 市町村情報

### 研修生だより





三九三位で少し残念でした。

かけ、ゆかいな仲間達と一緒に戯れ記

キャラクターと一緒に色々な場所へ出

一十三年度から平成二十五年度まで企

鳴門市に戻ってからは、まず、平成

それから

[課で勤務しました。市のマスコット

念撮影などをしましたが、ゆるキャラ

クランプリニ〇一三での結果は全国

鳴門市マスコットキャラクタ うずしおくん うずひめちゃん

勤務しました。予算の調整や個人住民 録の作成などを担当しました。 る委員会)の議事、庶務と若干の会議 た。各常任委員会及び議会広報委員会 八年度までは議会事務局で勤務しまし (議会広報番組・議会広報紙を編集す その後、平成二十九年度は税務課で 次に、平成二十六年度から平成二十

の策定などに取り組みました。 災害発生時における市議会の行動規範 催としては初めての女性議会の開催や、 務しています。昨年度は、市議会が主 度の現在まで、再び、議会事務局で勤 そして、平成三十年度から令和二年 以上、市町村課で学んだことと、鳴

した。

税及び諸税の課税事務などを担当しま

町への問い合わせをさせていただく時 ように検討しているのかなど、他の市 のか、昨年度から大流行している新型 が活きています。 には、市町村課でお世話になったこと コロナウイルス感染症への対応をどの

ました。

ない自治体もあり、

貴重な体験となり

同じ県内に住んでいても行ったことが

ただき、本当にありがたく思っていま 時のメンバーの皆さんに種々助けてい また、個人的にも困った時には、 当

### 最後に

だきます。 鳴門市の紹介を少しだけさせていた

度だと思います。 なっており徳島県の人口減少率と同程 と比較すると、約一万人程度の減少と 行され、本年で施行七十三年を迎えま 人口は約五万六千人で、最も多い時代 した「アジア第九初演」のまちです。 鳴門市は、昭和二十二年に市制が施

海峡の渦潮、その渦潮で有名な鳴門海 世界遺産への登録を目指している鳴門 海峡の渦潮をテーマとしたPR動画 際美術館、多くの巡礼者が訪れる四国 峡を臨む絶好の場所に位置する大塚国 かるPR動画大賞二〇一九を受賞しま などがあります。 八十八箇所のうち一番札所、 「Beyond Naruto」シリーズが、ぐろ~ 観光面では、お隣の淡路島と連携し 昨年度は、その鳴門 二番札所

年に全国で十一番目のレース場として また、 レジャー面では、 昭和二十八

体ではどのような取り扱いをしている

係の無いことも多かったと思いますが、 門市における業務とは、直接的には関

法律の解釈において、各自治

レース鳴門があります。 展にも大きく寄与してきた、 誕生し、経営も順調に推移し市政の発 ボート

写真のような交流施設が建設されまし げ向上策とも合致し経営も復調傾向と 努めて来たことと、業界全体の売り上 超える累積赤字を抱えるところまでに なっており、ボートレース場周辺には、 合理化などにも取り組み、経営改善に 売所や外向発売所の設置、 なってしまいましたが、小規模場外発 多様化により経営は悪化し、 一時、景気の落ち込みやレジャー また様々な 八億円を

令和五年度中の完成を目指しています。 予定地である、現市民会館を解体し、 まり、今年の秋頃から、新庁舎の建設 前年に竣工した現庁舎の建て替えも決 そして、前回の東京オリンピックの



# 化」を受講して

三好市教育委員会 生涯学習・スポーツ振興課主事

健 介

### はじめに

新たな部署に変わり、スポーツを通し という意識は薄いように感じています。 も、三好市で働く・住む・戻ってくる 市から県外へ就職・進学する子ども達 観的な言葉が並びます。そして、三好 好市で住み続けても先がない」など悲 も「働くところがない」「何もない」「三 世代や同級生に三好市について聞いて 位置づけられるようになりました。同 子高齢化が進み消滅可能性都市として で、三好市は高齢化率が四五%と、少 そのような現状の中、個人的にも、 全国的に少子高齢化が叫ばれるなか

> ることで、課題解決につながるのでは ないか。そして、学んだことを実践す アイディアを得ることができるのでは ることで、自身の見識を広げ、新たな を学んだり、意見交換等を行ったりす 務に取組んでいた中「スポーツと地域 できるか。どのように進めればいいの か。三好市の課題解決のためには何が ないかと考え研修に臨みました。 た。本研修に参加し、他市町村の事例 活性化」という研修の案内がありまし か。と自分の中でモヤモヤしながら業

### 研修内容

きます。 義を受講しました。本稿では一部抜粋 し、三つの講義について紹介させて頂 本研修は、二泊三日の行程で全七講

まちおこし」です。本講義では、富山 一点目が「ハンドボールを核とした

て地域の活性化のためには何ができる

ドボール」と氷見市特産の「ブリ」を うなレベルで、楽しむことができ、ゆ 経験の有無に関係なく、全員が同じよ げるのが上手な人・苦手な人・男女・ ました。体験してみると、ボールを投 を見せて頂き、簡単に競技の体験をし 開発したという事例を受講しました。 のゆるスポーツ「ハンぎょボール」を ゆるスポーツ協会と共同し、自治体初 スポーツとしてのハンドボールを世界 掛け合わせて、誰もが楽しめる、生涯 県氷見市で盛んに行われている「ハン 講義を聞くだけでなく、実際に用具

るスポーツの醍醐味を肌で感じました。



### アカデミーリポート

が頑張っている姿勢を見せ続ければ

いう事例を受講しました。 施設のバリアフリー化を進めていると キャンプ地誘致、宿泊施設やスポーツ 会の開催や、東京パラリンピック事前 飯塚市の車いすテニスを通した国際大 地域活性」です。本講義では、 二点目は、「パラスポーツを通じた 福岡県

心に残る事例でした。 を経験することができるということが ルチームとの体験会の実施、 通して車いすテニス JAPAN ナショナ 三学年を通して特にパラスポーツ ボランティアとして参加すること 大会の観

その中でも、地元中学校で三年間を

ぎわいが生まれるのではないか。 スポーツ競技と複合させることで、に ではなく、観光資源や他の施設、 で、スケートボードだけに着目するの を基に議論を進めました。議論する中 利用してもらうためには?という課題 使用している状況であり、 した。 のスケートボードパークを取り上げま の自治体を取り上げ、討議を行いまし 度に分かれ、グループ内のどこか一つ 討議・発表」です。各グループ六名程 たスポーツによるまちづくりグループ 三点目は、演習「地域資源を活かし 私のグループでは、北海道紋別市 スケートボード愛好者が中心に 本スケートボードパークについ 多くの人に

> 表を行いました。 といった議論が交わされ、 高齢者との親睦も深まるのではないか。 翌日全体発

りました。 ことができ、自分自身のモチベーショ ました。特に、参加した担当者間での 当者の考えや思いに触れることができ また、演習グループ内を中心に、各自 他自治体の事例を受講することで、 国のスポーツに対する方向性や現 も何か始めてみようと思った研修とな ンアップにもなり、 情報交換は、生きた言葉で事例を聞く 治体のスポーツに関する取組みや各担 己の見識を広げることができました。 二泊三日の短い研修期間でしたが<br /> 小さいことからで

### ま لے

地元中学校や小学校でも体験会を実施 い」といった声を聴くことができまし がいたら声をかけられるようになりた ポーツを見てみたい」、「困っている人 また、体験後のアンケートでは「パラ スポーツに興味がわいた」、「パラス そうな表情を見ることができました。 で進んだ取組みでしたが、生徒の楽し ポーツ体験会を実施しました。手探り スケットボールをはじめとするパラス 令和二年度以降も高校だけでなく 地元高校と協力し車椅子バ

したいと思っています。

いと思います。 し実施しました。今年度の反省を活か りを持ってもらったりすることを期待 ンしたり、 てもらうことで、将来三好市へUター の観点から三好市のことを知り、 に参加し、生徒と一緒に三好市のこと 醸成する」という目的で、 好市のことを知ってもらう・郷土愛を し来年度も引き続き、取組んでいきた スポーツや観光、子育て、 について勉強しています。高校生に、 また、三好市の若手職員を中心に現 地元高校の探究授業の時間に、「三 市外にいても三好市と関わ 地方創生等 職員が授業 考え

るキッカケを作ってくれた研修となり 小さなことからやってみよう。と考え 体の方に負けないように、とりあえず たんだと思いました。また、 分が悩んでいたことは小さなことだっ と・他の事例研究ができたことで、自 と・様々な考えや思いに触れられたこ の方と生きた言葉で情報交換できたこ 本研修を受講することで、他の自治体 息詰まったりすることがありました。 修を受講する前は、各業務で悩んだり ていきたいと思います。 れば積極的に受講し、自己研鑚に努め ました。今後も、このような機会があ 最後に繰り返しとなりますが、 他の自治

33 2020.6 AWA no JICHI No.96

### 河南市 海洋センター次世代型艇庫整備事業

阿南市では「ひと、まち、心をつなぐ笑顔の光流都市」を将来像として掲げ、各種施策の取組を行っています。また、郷土に誇りを持つ市民を育むことをめざして、「共に生き、豊かな心で個性輝く人づくり」を教育理念として掲げ、市の豊かな自然や環境を生かしつつ、地域に開かれ、かつ家庭や地域社会から信頼される教育の推進に取り組んでいます。

こうした中、次代を担う子どもたちに海洋性スポーツや水辺の活動を通じて、自然とのふれあいや様々な人々との交流を体験することができるB&G海洋センター複合型施設(愛称:うみてらす北の脇)が北の脇海水浴場に隣接する地にオープンしました。



施設全景(オープニングイベント実施時)

北の脇海水浴場は、最高ランクの水質を誇り、日本の渚百選にも選ばれ、2kmに及ぶ長い砂浜と広大な松林との自然の景観に恵まれた西日本有数の海水浴場です。当施設は、海洋性スポーツの拠点機能に加えて、海水浴場の監視所としての機能を備え、またコミュニティスペースとしての集会所的機能や交流施設としての機能など多目的な機能を有する施設として建設され



カヤック体験実施の様子

ました。



水上トランポリン器材使用の様子

具体的な活動内容は、6月から10月は海洋レクリエーション体験として、スタンドアップパドルボードやカヌー体験を中心とした活動を実施しますが、海洋レクリエーションのオフシーズンにおいても、「海塩づくり体験」、「干物づくり体験」、「海の環境学習」など、子どもを対象とした海に親しむ学習活動や、「ヨガ教室」、「ウクレレ教室」、「おいしいコーヒーの淹れ方教室」など、市民の健康づくりや文化的活動、その他多種多様な研修や講習など、年間を通じて多目的な利用を計画して活動を実施しています。

また、本市ではスタンドアップパドルボードを活用 した定住促進などを図る「阿南サップタウンプロジェ クト」に取り組んでいますが、関係団体と連携し、ロー

います。



「汐風ヨガ」事業の様子

向けたプレイベントの共同開催など、阿南の自然を活用した地域の魅力創出、観光による交流人口の増加に向けた取り組みを進めていきたいと思います。

阿南市にお越しの際は、オールシーズン阿南の海を 満喫できる「うみてらす北の脇」にぜひお越しください。

### お問い合わせ

阿南市教育委員会 スポーツ振興課 TEL 0884-22-3394

### トピックス





医療保健センター 中庭

プレイスロープ

### 美波町

### みなみらい広場整備事業(美波町医療体制整備事業)

### 【整備することとなった経緯】

美波町は、平成18年3月に旧由岐町と旧日和佐町の2町合併により誕生いたしました。

合併当初から多くの検討課題がありましたが、その中でも両町にあった町立国民健康保険由岐・日和佐病院は、施設の老朽化や、医師不足などから病床利用率の低下に伴う経営の悪化などによる、病院統合再編が最大かつ喫緊の課題でありました。

平成22年度から検討委員会を組織し協議を重ねた 結果、入院機能は病院に集約、診療所は無床化とした 1病院1診療所による統合・再編と決定しました。

併せて、南海トラフ巨大地震による地震・津波による津波浸水被害が想定されていることから、入院機能を有する病院は津波浸水被害のない高台(地域高規格道路「日和佐道路由岐IC付近」)へ整備し、診療所については、平成18年3月に閉校した旧徳島県立日和佐高等学校跡地が町の中心部にあることから、津波浸水を考慮した避難ビルと位置づけ、町の医療・保健・福祉・介護の拠点「美波町医療保健センター」として整備、隣接したデイサービスセンター、児童館、旧高校グラウンドを含め周辺一帯を「生きがい交流空間」として整備することといたしました。



全体イメージ 模型写真

### 【みなみらい広場】

「生きがい交流空間」は先述の既存施設と、新たに整備する医療保健センター及びこれまで町の中心部に地域住民の交流の場がなかったことから公園を整備し、それぞれが周辺施設との繋がりを持てることを考慮して計画いたしました。

併せて、整備にあたって町民や利用者が親しみをも てる愛称を募集し、美波町の「みなみ」と「未来」で



みなみらい広場全景

いスクエア」に決定しました。

医療保健センターの開所に伴い日和佐診療所が改めて開設され、それによって旧日和佐診療所跡地に公園「みなみらい広場」を整備いたしました。敷地面積3,894㎡、周辺施設である地域集会所、デイサービスセンター、児童館、グラウンド利用者の幼児から高齢者、家族連れまで地域の方々が幅広く利用・交流可能な広場として整備、令和2年3月にすべての工事が完



医療保健センター 正面

場13台分などを整備いたしました。

健康、生きがいを育む広場として、親しみやすく・ 末永く愛されることを願い、地域の住民たちを見守る 施設として活用されることを期待しています。

美波町の中心地、日和佐川の畔に完成した「みなみらい広場」は四国霊場23番札所薬王寺から、うみがめが上陸産卵に訪れる大浜海岸までのほぼ中程に位置しています。

美波町ではここ数年サテライトオフィスの進出や飲食店の開業、また徐々にではありますが薬王寺門前町も少しずつにぎわいを取り戻してきており、人口減少が進む過疎の町でも何かにぎやかである、にぎやかな過疎の町「にぎやかそ」をキャッチフレーズに地方創生に取り組んでおりますので、ぜひ美波町にお越しください。

### お問い合わせ

美波町政策推進課 TEL 0884-77-3616

### 徳島県の投票率から見る 選挙啓発と主権者教育について

が政治に影響を与え、

日本の将来、自分の将来

栄一郎  $\blacksquare$ 市町村課主事(行政担当・選挙管理委員会事務局併任) 濵

刻である。

このことは、

政治への関心が薄れて

いることの表れであり、

この現状の改善のため

には、政治への関心を持ち、自分たちの「一票

低の投票率であり、

他都道府県に比べ、より深

年衆院選、令和元年参院選で全都道府県中、

下を続けている。

特に、

徳島県は、

平成二十九

が行われたが、十代・二十代の若年層の投票率 令和元年参議院議員通常選挙と三度の国政選挙

常に全体の投票率を下回っている状況であ

若年層に限らず全体でも投票率は低

議員通常選挙、

平成二十九年衆議院議員総選挙

十八歳に下げられて以降、平成二十八年参議院

平成二十七年度の法改正により、

選挙年

齢

はじめに

権者教育等を紹介する。

権者教育が必要である。

本稿では、

令和元年

自覚する必要があり、

そのための選挙啓発、

に関わってくるという意識を主権者がより一

に徳島県選挙管理委員会で行った選挙啓発

主 度

※公職選挙法第六条

(抜粋)

### 選挙啓発について (常時啓発)

関する意識向上のための啓発活動を定期的に に努めることが公職選挙法内でも定められてお 選挙啓発は、 県選挙管理員会においても、 選挙管理委員会として選挙啓発 政治、

その

他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に

特に選挙に際しては投票の方法、

周知させなければならない

【徳島県の投票率】

区分	全体				
	土	18 歳	19 歳	20 歳代	
H28 参院選	46.98%	41.20%	30.70%	35.22%	
H29 衆院選	H29 衆院選 46.47%		21.69%	30.55%	
R元 参院選	38.59%	30.00%	19.10%	_	

【全国の投票率】

区 分 全 体 18歳 19歳 20歳	計
	010
H28 参院選 54.70% 51.28% 42.30% <b>35.6</b>	0%
H29 衆院選 53.68% 47.87% 33.25% <b>33.8</b>	5%
R 元 参院選 48.80% 34.68% 28.05% -	

※「20歳代」及び「R元 参院選の18歳、19歳」は、全国188投票区における抽出調査(47都道府県×4投票区)

通じて選挙人の政治常識の向上に努めるととも つ適正に行われるように、 区選挙管理委員会、 及び市町村の選挙管理委員会は、 総務大臣、 中央選挙管理会、 都道府県の選挙管理委員会 常にあらゆる機会を 参議院合同選挙 選挙が公明か

### 1 高等教育機関との連携

票異動の呼びかけ、 育が必要であり、 教育だけではなく、その後も継続した主権者教 と考えられる。また、高等学校で受ける主権者 ができない状況が投票率の低下に影響している 離れて新生活を送る例が多く、その際に住民票 を受ける機会が多いため若年層の中でも高いが、 的高いが、十九歳の投票率が若年層の中でも特 必要がある。 を実家から異動させないため、居住地での投票 十九歳は、 に低い。十八歳は、高等学校等でも主権者教育 若年層の投票率では、 高等学校からの継続した主権者教育と住民 高校を卒業し、 大学等の高等教育機関と連携 その他啓発活動に取り組む 十八歳の投票率は比較 就職や進学で実家を

# (一) 選挙啓発の連携協力に関する協定

理委員会から提案し、 年度の連絡会議では、 啓発等を連携して行っている。その他、 締結しており、後述の出前講座や選挙時の臨時 学)と「選挙啓発の連携協力に関する協定」 校、徳島文理大学、四国大学、徳島工業短期大 の依頼、ゼミ、サークルとの連携等を県選挙管 を開き、 管理委員会と高等教育機関で定期的に連絡会議 島大学、 県選挙管理委員会は、県内の高等教育機関 連携協力の効果向上に努めている。令和元 主権者教育についての意見交換等を行 鳴門教育大学、阿南工業高等専門学 学校行事内での選挙啓発 各高等教育機関と令和二 を

年度の活動について話し合うことができた。

# (二) 若者向け明るい選挙出前講座

参加意欲の向上を図るため、 である若者に対し、 の高等教育機関等に通う選挙権取得前後の世代 若者向け明るい選挙出前講座事業とは、 政治や選挙に対する関心と 出前講座を行う事 県下



用している。 バイザーを活 権者教育アド 受けている主 省から委嘱を 師は、主権者 業である。 経験を有する 教育に関して 者として総務 一定の知識

は

理由も収集し、今後の選挙啓発の参考になる若 挙に行かなかった理由や選挙に関心を持てない 四回実施し、延べ三六四名の参加があった。 年層の意見を収集できた。 に興味を持てた」との回答があった。また、 アンケートでは、多くの参加者が「政治や選挙 るきっかけになったと思われる。 講座終了後の 行われ、学生にとって選挙・政治について考え 関係性等についての講義とグループワーク等が 座内容は、選挙に行く際の心得や政治と選挙の 令和元年度は

### (三) その他

たが、学園祭での啓発活動等も行っている。 補欠選挙が続いていたため、実施はできなかっ 令和元年度は、 統一地方選挙、参院選、

### 2 模擬投票体験事業

阿南」にて、明るい選挙イメージキャラクター らい選挙への参加意欲向上を図る。 権のない若年層や子どもにも投票を体験しても 開催する事業。買い物客を対象とし、 めいすいくん、阿南市のマスコットキャラク 等において、実際の投票に近い形で模擬投票を 模擬投票体験事業とは、 阿南市のショッピングモール「フジグラン ショッピングモール 令和元年度 まだ投票



模擬投票体験事業

Iţ た人気投票を キャラクター コットキャラ ターあななん、 理委員会職員 開催し、当日 を候補者とし ちくんの三 クターのすだ 徳島県のマス 県選挙管

模擬投票の準備や買い物客への声かけ等を行っ 管理委員会職員、 結果、二〇八名の方に模擬投票を体験して 明るい選挙推進委員で協力し

と阿南市選挙

 $\langle$ 

ただいた。

3

T

いる。

和

元年度は

県選挙管理

委員

会か

5

た。

究協議する選挙啓発事

務研究会を毎年開催

選挙啓発担当者が啓発活動の方法等につい

|県で行われている小学生向けのワー

選挙啓発事務研究会で使用したワークシート

### 実際に候補者の政策が行われたらどうなるかな…? 考えてみよう! )年( )組( )番 名前( 1. 候補者の政策と、実際に起こる可能性があることがらを線でつないでみよう。 【A候補】 きらいなものを無理して食べなくてもいいです 毎日、運動場を 体力がつき、丈夫な体をつくれます 2周走ります 英語が話せるようになります 給食は好きなものだけを 汗をかき、つかれます 食べてよいことにします バランスよくご飯を食べないと、 健康な体づくりができません 【B候補】 朝早く起きて、学校に行く準備をしなければいけません 帰宅時間を早くするために 登校時間を早くします 学校がうるさくなり、勉強に集中できません ゴミがそのままになり、学校が汚くなってしまいます 帰宅後の時間が長くなり、遊ぶ時間が増えます 掃除の時間をなくします ぞうきんがけなど大変なことをやらなくてよいです 【C候補】 給食のメニューがごうかになります 授業の間の休み時間を テストの勉強をしなければいけません 長くします 学力がアップします 週に1回漢字と算数のテストを 帰る時間が遅くなり、遊ぶ時間も減ってしまします 行います 友達と遊んだり、お話したりする時間が増えます <u>投票しよう!!</u> 候補 💮 2. 市長になってほしいのは…

なったと思われる。 県選挙管理委員会及び市町 にとって選挙というものを知るきっ 選挙啓発事務研究会 子どもにも多く参加してもら 参 加者は買い 物に来てい 村選挙管理 Γĺ いた家族 子ど 一委員 か け が 行っ 者の み取る」 た。

研 な事象に繋がるかを考えさせ、 から高校生に幅広く活用もでき、 究会で使っ 施策を理解 لے ۱ ہا クシー たデー うテーマで候補者の タがほしい それぞれの

プを紹介 ワー クショップは、 加者で実際にワー の内容を変えるだけで小学生 た上での投票を体験してもら 施 との要望もあ 策の表裏を 施策がどの クショップ 参加者からは 候補

巡回 介する。 する必要な事項 員通常選挙での臨時啓発の る啓発活動である。 臨 [や街頭啓発等がある。 [時啓発とは、 の周知や投票へ 選 学時 例とし 期に投票日、 令 部を次のとおり て 和元年度参議院議 の 参加 広報車による 投票に を呼 び 関

け

### 若者向け :選挙啓発動 画の 集中 放映

選挙啓発動画を利用した。 大学で集中放映し 若者への効果的な選挙啓発を狙い、 .触れるように若年層がよく ビスyoutubeでも動 た。 画配信を行っ また、 動 画は多くの若者 オンライン L١ るイ オン 若者 徳島 動 向

## SNSによる選挙広報

Facebookせ 活動 Facebookで徳島県選挙管理委員会としてア 配信サー のタ 若者の が ワ 関心を集まるよう工夫している。 高 携帯会社が行う若年層を対象としたメ を開設し、 の様子等を投稿するほ l1 1 ク Ÿ ビスによる投票日の周知等、 関 ムライン、 サ 心度が高いSNS 臨時啓発だけでなく、 ル 選挙に関する様々な情報や Ľ を積極的に採用した。 ス) アプ NEWS < か、 IJ シ で SNS アブリLINE あるTwitter の広告 シ 定期的. ヤ Twitter ル カウ に投 を · 啓 ネ  $\mathcal{O}$ 掲 ル

内

# ショッピングモールやバス停での広報

3

 $\mathcal{O}$ レジに設置されたモニター 市内の ショッピングモー での選挙啓発動 ル イオン /徳島

に

おい

ても、

町

村等との 教育機関、

連携

市 高 県選挙管理

員会

必

要になる。

代が利用する空間での広報。 |映や徳島駅前バスターミナルにおける柱巻 買い物客やバスの乗客といった幅広 世 広

## 高等教育機関との連携

力に関する協定」 イトによる広報や校内モニター 高等教育機関と締結した 学生を対象とした啓発活動 に基づき、 「選挙啓発の 学生向けポ -での動 画放 連携 ゥ j١ 協

## 主権者教育につい

判断 である。 主権者教育とは、 主権者教育には、 主体的に行 動する主権者を育てる教 社会の出来事を自 発達段階に応じた取 [ら考 ž

組みが重視され までの間にそれ から大学 小学校

入学前

ており、

ぞれの段階に応

じた取組みを行

発達段階に応じた取り組みの方向性 (例) ・地域での親子向けイベントに参加する。 小学校低学年まで ・親の投票に同行する。 ・自分が住む自治体施設の予算運営につ 小学校高学年から いて考える。 中学校 ・地方議会を傍聴する。 高 校 ・現実の社会問題を議論する。 大学の主権者教育 高校卒業後の有権者 期日前投票所の大学設置 ・不在者投票制度等の認知度向上

うには、

が市町

町村等の 教育機

機関との

連携

から投票を身近に感じることが大人になってか ついて行ったことがある人はそうでない人に比 おける意識調査では、 児童・生徒その他満十八歳未満の子どもに拡大 入ることができる子どもの範囲が幼児に限らず、 た主権者教育に取り組んでい 投票した割合が二割以上高く、子どもの た。 平成二十八年の法改正では、 総務省が行った平成二十八年参院選に 子どもの頃に親の投票に 投票所

## 親子向け選挙啓発絵本

「さとしくんのいっぴょう」

ある。 権者意識の育成を図る。「さとしくんのいっぴょ 家庭での主権者教育を呼びかけ、 冒頭では、 主人公とした子供向けの設定で作成されている。 を持ってもらえる可愛らしいイラストや動物を テーマは、「選挙」ではあるが、子どもに興 絵本「さとしくんのいっぴょう」 きっかけづくりを目的とした親子向け選挙啓発 のに感じてもらい、 こっこ」や投票の際に子どもを同行させるなど (保育園 令和元年度は、子供の頃から選挙を身近 は 市町 幼稚園、 保護者にこの絵本を利用し、 村の明るい選挙推進委員会や県内 家庭で政治や選挙を考える 小学校等に配付する予定で 子ども達の主 を作成 「選挙 U



らの主権者意識に影響を及ぼしていることが

### お わり

いるが、 SNS等の利用者の多い 要であると考える。 選挙担当職員や教育機関等の各機関との 4 が必要であり、 啓発活動や主権者教育は、 現状の打破のためには、 様々なフィー 投票率の向上にはなかなか結びつ そのためには、 ルドでの定期的な活動 新たなツールの 今後も更なる取 以前 県 • から行わ 積極 市 虰 連 的 が 村 か れ 7



### マイナンバーカードの 取得の推進について

市町村課主事(行政担当)

尚 田

也

団体に係るマイナンバーカードの申請者数、 状況について記載したい。 地方公務員等のマイナンバーカードの取得状況 広域連合における令和元年十二月末現在の取得 のうち、徳島県内の市町村、 に向けた取組や令和元年度において調査された、 本稿では、マイナンバーカードの取得の推進 組合員数又は被扶養者数が五人以下の 一部事務組合及び 取

### はじめに

カードの交付が開始された。 知され、平成二十八年一月よりマイナンバー の住民に対し、マイナンバー(個人番号)が诵 平成二十七年十月以降、 住民票を有する全て

バーカードの取得を推進することとされたとこ 地方公務員等による令和元年度中のマイナン 共団体及び地方公務員共済組合の取組について、 の健康保険証利用を着実に進めるため、 年三月から本格実施されるマイナンバーカード の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険 法等の一部を改正する法律」に基づき、 れた「経済財政運営と改革の基本方針2019」 元年五月二十二日に公布された「医療保険制度 (以下「骨太の方針」という。) において、 令和元年六月二十一日に閣議決定さ 地方公 令和三

> 員等(公立学校共済 めた全国の地方公務 総務省が取りまと

ドの申請状況 のマイナンバーカー 及び警察共済組合の 合員等を除く。 ( 令 和

二万八三六七人のう 被扶養者の合計三〇 としては、組合員と 元年十二月末現在! 交付申請者は七

で見ると、組合員数 二万一五三二人、 という結果であった。 としては、二三・八% また、組合員だけ

五八万五五八七人

申請率、

取得率の情報を削除して集計

合員を除く。)とされた。

# マイナンバーカード申請状況

令和元年12月31日時点

地方公務員等(公立学校共済組合及び警察共済組合の組合員等を除く。)

ナンバー	-カード	申請状況	について				(	単位:人)
	②被扶養者 数 (12月末時点)	数(①+②)		カード交付申請 者数 (12月末時 点で取得済の者 を含む申請済の		申請率 (④/①)	⑧被扶養 者申請率 (⑤/②)	⑨組合員 及び被扶 養者申請 率 (⑥/③)
1,585,587	1,442,780	3,028,367	475,909	245,623	721,532	30.0%	17.0%	23.8%

# 調査対象者について

う。)において、照会の対象となる者は、 け総行福第二十四号)(以下、「本照会」 握について(照会)」(令和元年六月二十八日付 合員(公立学校共済組合及び警察共済組合の 公共団体等に所属する地方公務員共済組合の組 「マイナンバーカードの申請・取得状況 地方 の

おり、三○・○%の申請率となった。 のうち、四七万五九〇九人が交付申請を行って

中、三四七六団体が回答し、未回答の団体に係 出されている。 る組合員及び被扶養者数については、除いて算 なお、回答の対象となっている三四八五団体

# 徳島県内の交付申請率

計は一万六六五四人であった。 九人、被扶養者数が七八四五人であり、その合 連合における令和元年十二月末現在の申請状況 について取りまとめた結果、組合員数が八八○ 徳島県内の各市町村、一部事務組合及び広域

その合計は三五〇八人であった。 員が二五〇〇人、被扶養者は一〇〇八人であり (取得済みの組合員、被扶養者を含む。) は組合 このうち、マイナンバーカードの交付申請者

者の合計はニー・一%であった。 被扶養者は一二・八%であり、組合員と被扶養 交付申請率で見ると、組合員は二八・四

# 全国交付申請率との比較

め結果では組合員が三〇・〇%、被扶養者が一 であったのに対し、徳島県内の取りまとめ結果 七・○%、組合員と被扶養者の合計が二三・八% 先述のように、全国の交付申請率の取りまと 組合員は二八・四%、被扶養者は一二・

> あった。 八%、組合員と被扶養者の合計は二一・一%で

いる。 計が約二・七%と、いずれも低い割合となって 合員が約一・六%、被扶養者が約四・二%、 それぞれの交付申請率を比較してみると、 合

は十三団体であった。 の総計で全国の交付申請率を上回っている団体 交付申請率を上回っていた。組合員と被扶養者 た。被扶養者の交付申請率では十団体が全国の 団体を除いた計四十九団体中、十四団体であっ 交付申請率を上回っている徳島県内の各市町村、 部事務組合及び広域連合は組合員数がゼロの また、組合員の交付申請率において、 全国の

## 県内団体の比較

い割合となった。 合員と被扶養者の総計では七六・一%が最も高 九%であった。被扶養者では七○・○%で、 合員の交付申請率が最も高い団体では九二・ 徳島県内の各団体の取りまとめ結果より、 組

組合員では八団体、 また、交付申請率が五〇%以上の団体数は、 被扶養者では二団体であっ

であった。(双方が○%の団体は考慮しない。) いて組合員の方が交付申請率が高いという状況 組合員と被扶養者の交付申請率は一団体を除

取得推奨の取組

本照会では、

地方公務員共済組合から組合員

組 に被扶養者分も併せて、地方公共団体情報シス

配布した交付申請書により申請した組合員は、 付申請者数の集計も実施されている。 申請書」という。)に各組合員等の氏名、住所、 き、個人番号カード交付申請書(以下「交付 協議により指定されている様式及び規格に基づ テム機構(以下「J‐L-S」という。)との この交付申請書によりマイナンバーカードの交 生年月日、性別を印字した上で配布されており、 徳島県内においては、地方公務員共済組合が

### たことが分かる。 員共済組合が作成した交付申請書により申請し 五二名、割合にして約四分の一の方が地方公務

五七三人であり、被扶養者については、二七九

人であった。交付申請者三五〇八人のうち、八

# マイナンバーカードの申請方法

### 【オンライン申請】

①現在組合員等である方への対応

ができる。 明写真機によるオンライン申請により行うこと 使用して、パソコン、スマートフォン、又は証 に記載されている申請書-D又はQRコードを された通知カードに添付されている交付申請書 平成二十七年十月以降にJ-LISから郵送

書を無料で再発行してもらうことができる。 町村において申請書IDが記載された交付申 交付申請書を紛失した場合は、 Dが必要であるが、 また、 オンライン申請を行うためには申請 申請書一Dが記載され 住民票のある た

ても併せて再発行することができる。 申請書に加えて、 ついては、 なお、 申請書-Dが記載された交付申請書に 市町 対窓口に出向いた本人分の交付 同 一世帯員分の申請書につ

②今後新たに組合員等となった方への対 に新たに組合員等になった方に対してもマイナ 令和二年四月以降の新規採用職員や年度途

ノバーカードの取得勧奨が求められている。

# ③組合員等でない方への対応

オンライン申請による取得勧奨が求められている。 団体等の職場におい 等で組合員等でない方々であって、 であるが、 斉取得の推進の対象となっているのは組合員等 とした骨太の方針の趣旨を踏まえ、 イナンバーカードの普及を強力に推進すること イナンバーカードを保有することを想定し、 骨太の方針において、 令和四年度中にほとんどの住民がマ て勤務する方々に対しても、 マイナンバ 非常勤職員 各地方公共 カ ベード

## 【交付申請書による申請

## ①交付申請書の配布

1,

供される予定である。

各団体におかれては、

ŧ

利用する。 地方公務員共済組合が発行する交付申請書を 配布された交付申請書に各組合員が

> 当部署) 必要事項を記入し、写真を添付の上所属部署 に提出する。

付申請書をJ 書封筒を開けることなく提出を受けた都度、 提出を受けた所属部署 LISに郵送する。 (担当部署) は 申 交 請

### 【留意事項】

意する必要がある。 当該欄にチェックを入れないよう注 不要」のチェックボックスがある の場合、 済組合が作成する紙の交付申請 希望する必要がある。 明用電子証明書が必要となり、 にあたっては、電子証明書の発行 として利用するためには、 マイナンバー 「利用者証明用電子証 ・カードを健康保険 地方公務員共 利用者 明 申 書 証

### 今後の取組につい 令和元年十二月末時

ための取組の参考としていただきた |年三月末時点の取得状況につい )取得状況を基に記載したが、 総務省から取りまとめ結果が提 取得促進 令 和

0

本稿では、

### マイナンバーカードの普及等の取組について

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定(※第4回会議) マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す

9月

### マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等を了承(※第5回会議) 全体スケジュール マイナンバーカ マイナンバーカードを活用した 消費活性化策に向けて 詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療 機関等におけるシステム整備開始 2020年7月末 3000~4000万枚 2020年8月 健康保険証利用の本格運用 健康保険証利用の運用開始時 2021年3月末 6000~7000万枚 医療機関等の6割程度での導入を目指す 2022年3月末 医療機関等のシステム改修 概成見込み時 2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す 9000~10000万枚 2022年3月末 2023年3月末 ほとんどの住民がカードを保有 2023年3月末 概ね全ての医療機関等での導入を目指す 市区町村の交付円滑化計画 カードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において 一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与 交付円滑化計画を策定(9月上旬に策定依頼通知を発出) -ドの健康保険証利用(令和3年3月から開始) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組 「医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール(案)」、 関係業界団体等にカードの普及と健康保険証利用について要請 「各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策」を示す ードの普及に向けた広報 国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進 様々な媒体を活用し、カードのメリットや安全性を積極的に広報

### 9月以降

6月

各省庁、地方公共団体、関係機関等、民間事業者等それぞれにおいて、緊密に連携しつつ、 マイナンバーカードの普及等の取組を推進

### おわりに

担

率に差があることが分かる。 団体は九割を超え、 見てみると、特に組合員では団体間で交付申 各団体のマイナンバーカードの交付申請 低い団体はゼロである。 交付申請率が 玆 高 推

### マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた取組状況等について

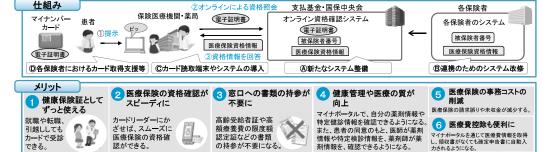
### 取組状況等

- ●令和3年3月からの利用開始を目指し、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金、各保険者において、システム整備・改修を実施中
- 令和2年夏頃から、支払基金と各保険者との間のシステム運用テストを実施予定
- ●令和2年秋頃から順次、保険者から支払基金のシステムに医療保険資格情報を登録予定

- ●10月に、厚生労働省から、保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカードの読取端末やシステムの導入について、技術解説書を公表 ●令和2年1月頃に、医療情報化支援基金を活用した保険医療機関・薬局への支援手続について周知し、夏**頃から順次、端末等の導入を進める** (※医療情報化支援基金/ 令和元年度予算:300億円 **令和2年度予算案:768億円**)

- ●9月に、厚生労働省から、都道府県知事・全保険者に対し、以下を依頼する局長通知を発出
- ①市町村や事業主と協力し取得促進に積極的に取り組む ②市町村の出張申請方式を積極的に検討 ③国の広報素材を活用しつつ周知広報を実施 ●各保険者において、被保険者等へのカード取得支援等を実施・国家公務員共済組合と地方公務員共済組合では、広報や交付申請書の配布により、加入者のカード取得を支援

- ・市町村国保と後期高齢者医療制度では、市町村のマイナンバー担当部局と連携し、健康診断等の会場、高齢者が集う場等を活用した周知 広報を実施 / 令和2年度からは、交付申請書を配布し、未取得者へのカード取得支援も実施予定



### マイナンバーカードの申請は簡単!





申請から約1ヶ月後、市区町村から「交付通知書」が届きます!

載資

交付通知書に記載の必要書類を持参して、あなたのマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!

総務 広報 マ 取 部 令 得の 1 資料につ 省 和 福 より抜粋 ナ 自 利 沿行政 年 推 課 バ 進 事 月三 ٦ L١ 務 力 7 向 局 連 公務 日 け

絡

付

※資 和 僚 総務省ホ デジタル 会議 元 料出 年十二月二十 ( 第 ガバ ムペ 六回 ハメン 日 令 掲 閣

た上 者として、 ナンバ 民 力 地 1) 、のサ 方公 で、 実際に利用 ただきたい。  $\mathcal{O}$ 共団 マ 取得を推 力 I 自 ・ビスの イナン -ドを 体等 身 がマ L バ て 取 提 ij 進 L 7 住

ビニ交付サ イナンバ 取得することが ビスを開 始 ービスなど、 力 て 求め L١ ۴ いる団体.  $\mathcal{O}$ られ 健康保険 マイ もある住民票 7 1) ナン 証利用 Ī や 等 既 力 12

る状況を考えれば、 た 力 令 和 ۴ 兀 年 を取得する目 度 早期 には 新 規採 標が 用職 立てられて 員や、

民に対

イナンバ

۴ る

 $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 高

請

受付 な、

筡 か。 寸

を

担 住 内

取

組を推進することで職

員

や被

扶養

者

 $\mathcal{O}$ 

交

採用の

職

覚しき含めて全員がマイナンバ

力

を

利用することができる場

面

が

確

実に

増

えて

1

る。

M

中

7

いる部署

が

舵 力 7 請

を

取

IJ

寸

体

内

で組

織

組織 では

的な取組

を行 交付

l1 率

では 申

1)

測

ある

が、

申 つ

が

11

寸

体

İż

体

付

单 ま 請率 は 向 上す るものと考える。 ほとんどの住民がマ

を

参



表の作成・公表」について説明していく。

### 公営企業の 「見える化」 につい

間譲渡、広域化及び民間活用」の四つの経営改 的な改革の検討』とは「事業廃止、民営化・民

イクルにより必要な見直しを図ること、『抜本 長期的な投資・財政計画を策定し、PDCAサ

市町村課主事(企画財政担当)

栃 澤 裕

史

CA』とは経営戦略を策定することにより、 進に取り組んでいる。『経営戦略の策定・PD

中

業態をとることが指定されている。

地方公営企業法の適用を受ける形態

(法適用

船舶その他の運送事業、

その他について、

この

気事業、ガス事業、鉄軌道事業、

自動車運送事業

なる 経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて 資産の状況の「見える化」の推進、経営指標の は複式簿記による経理を行うことでの、 討していくこと、『公営企業の 革の取組みを柱として今後の方向性について検 相互に深く密接に結びついている 目的としている。この三つの取組みはそれぞれ 経営の現状及び課題を分析することをそれぞれ 本稿では『公営企業の「見える化」』の核と 「公営企業の適用拡大」と「経営比較分析 「見える化」』と 経営・

はじめに

つを掲げ公営企業における更なる経営改革の推 な改革の検討』『公営企業の「見える化」』の三 として『経営戦略の策定・PDCA』『抜本的 なることが予測されている。そこで総務省は主 需要の増大が予測され、 ス需要の大幅な減少、 公営企業は急激な人口減少等に伴い、 施設の老朽化に伴う更新 将来厳しい経営環境に サー

よって、

公営企業はそれ自体が法人格を持

り、上水道その他の給水事業、下水道事業、

電

地方公共団体に帰属する。

地方財政法によ

事業)と、それ以外の形態がある

# 法適用事業と法非適用事業について

同法の財務規定の適用を受ける事業 受ける事業 **適用を受ける事業** 法適用事業には当然に地方財政法の適用 市町村で条例を設けることにより同法の (上水道事業、 (観光事業等) 工業用水道事業等)、 がある。 (病院事

# 公営企業の適用拡大について

い事業(簡易水道事業、下水道事業等)である。

法非適用事業とは同法を義務的には適用しな

平成三十一年 営企業会計の適用の更なる推進について」によ 臣通知「公営企業会計の適用の推進について」 総務省は平成二十七年一月二十七日付総務大 一月二十五日付総務大臣通知

体が特別会計を設けて運営される事業である

地方財政法第五条第一項に基づき地方公共団

組期間 IJ 万 集落排水· 水道事業· 和元年度までが人口三万人以上の市町村の簡 を要請している。 号 (人未満) 業」) いる。 の規定の全部又は 地 公営企業会計に移行すること を適用してい 方公営企業法 について、 令 0 浄化槽) 下水道事業 簡易水道事業・下水道 和 元年度, 通知では平成二十七年度 各地方公共団体に ない の拡大集中取組期間と定 一一令和五年度までが 昭 部 公共 事業 和二十七年法律 財 . (務規定等) (以 下 流域) 事業 (法適用化) 法 対 の (公共 を適 集中 非適 : 第 人口三 L 7 九 取 用

法適 用化の状況につい

が九九 道事業、 が四 以上の地方公共団体のうち、 水道事業が九七・七%、 法適用化に取り組んでいる割合がそれぞれ簡易 化済 徳島県 取り 人口三万 点で簡易水道事業、 方公共団体のうち 平成三十一 五 組 水内にお 下 現 九 五%である。 んでいる割合はそれぞれ簡易水道事 人以 % 在法適用化 水道事業を実 年四月一日の時点で全国の 企の いては平成三十 下水道事業が三四 地方公共団 法適用化済・現 下水道事業 下水道事業を実施 同 に取り 危し |様に人口三万人未満 組 法適用化済 ている人口= んでいる事業 体のうち 年四月 (公共・流域) 五%である。 在法適用 )簡易 万 日 現 法 T  $\mathcal{O}$ 業 化  $\mathcal{O}$ 在 人 水 1)

> 体が検 済 • 化済、 が 十 る್ಠ 日に 統廃 寸 済 となっており、 でいる事業数は簡易水道 圳 済 は 水道 団 |体が法適用化 簡易水道 検討中となっている。 方公共団 団 現在法適用化に取り 同 法適用化予定となっ 六団体が令和二年四 合確定等となっ 体 译中 |団体が取組中、 |様に人口 寸 討 中 団体が (公共・ 団 体中三 中 [体のうち法適用化 事業が四 体 団 寸 が取 体 流域) 下 統廃合確 寸 団 体が法適用化 済 三万人未満 が 体が検 体が法 組中、 水道事業は 法 団 てお 適 事業は 体中三 九 寸 月 用 討未 定等 兀 組 7 体が 寸 適 事 IJ 甮 団 ന

公営企業適用拡大に ての支援について 向

○公営企業経営支援

人材

ネ

ij

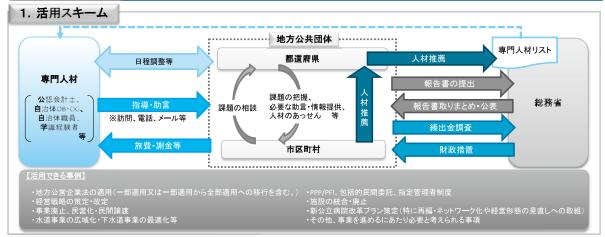
 $\mathcal{O}$ -事業の創設 経営改革等に係る専門 総務省は全国で公営 企業 知

識

ノウハウを有する人材

### 公営企業経営支援人材ネット事業について

職員の大量退職等により、事業の経営面に精通した人材が不足する中で、公営企業の経営改革に取り組もうとする地方公共団体が、その諸課題に 対応する専門人材を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の専門人材の招へいや経営状況の分析などに必要な経費について総務省が 支援



### 2. 人材ネット事業に関する特別交付税措置

- (1) 対象経費
- 専門人材の謝金 (例:経営戦略の改定に際し、専門人材からの助言を受けるために、定期的に講習会・勉強会を開催するための 経費) 経営状況の分析等に要する経費
- 技本的な改革の検討に当たり、中長期的な経営の見诵しのために必要な調査や情報収集等のための経費)
- ・ 扱本的な改革の検討に当たり、中 も (会場借上費、印刷費等) <u>象経費の上限額200万円(年間合計額)</u>

- (2)地方交付税措置の内容 ・対象経費の1/2(100万上限)について一般会計から 繰り出てこととする。 ・一般会計繰出額の1/2(50万上限)について特別交付税 措置を講ずる。

充を行った。
が応可能な体制を整備するため、登録者の拡対応可能な体制を整備するため、登録者の拡平成三十年度には、多様な事業等についても平成三十年度には、多様な事業等についてもの、平成三十八を活用できる環境を整えるため、平成二十八

もされている。 人材ネット事業においては特別交付税措置

○「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」

総務省は、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を公表して、平成二十七年一月二十七日に「地方公営で業法の適用に関するマニュアル」を公表しる実務研究会」における検討の結果を踏まえる実法の適用に関す

マニュアルとなっている。現在では平成三十一年三月改訂版が最新の

# 法適用事業にすることの

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度向上が見込める。○経営、資産等の正確な把握による経営管理の

が可能である。
常生主義を導入し、民間企業と同様の精度、資産等を正確に把握することの高い財務諸表(貸借対照表、損益計算書、の高い財務諸表(貸借対照表、損益計算書、

○計画的な基盤の強化、財政マネジメントの向

○経営の透明性が向上し、他団体との比較可能適切な料金算定をすることが可能である。○経営に要する経費の的確な原価計算により、上等が可能である。

性も確保され、

議会・住民のガバナンスの向

上が見込める。

が向上する。
○弾力的な経営を行うことが可能である。

# 経営比較分析表について公営企業会計の適用拡大と

は工業用水道事業が追加されている。 経営比較分析表とは経営及び施設の状況を表す経営指標を用いて公営企業の各事業ごとの経すとの比較、複数の指標を組する事業は増加しており、取りまとめ発表を行っているものである。毎年、分析表を公表されている事業は増加しており、令和元年度においている。

題の分析、経営改善を行うことができる。できる。そのことにより、より正確な現状の問加し、より正確な経営状況の比較を行うことが析表により、他公営企業と比較できる項目が増析表により、他公営企業と比較できる項目が増

欠損比率、流動比率、有形固定資産減価償却率、法適用事業と法非適用事業を比較すると、累積具体的な例として挙げると、簡易水道事業で

把握できていることがわかる。 適用化されている公営企業の方が詳細な状況をは分析されていない。この一部だけを見ても法ては分析されているが、法非適用事業において管路経年化率の項目について法適用事業につい

### おわりに

現時点で全て解決されているわけではない。今 施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の問題が 口減少等に伴い、 の推進が欠かせないため今後も積極的に取り組 公表」を中心とした『公営企業の「見える化」』 企業会計の適用拡大」「経営比較分析表の作成 と考えられる。公営企業の経営改善には「公営 るようになることが問題点の解決の一助となる 難しかった公営企業間の経営比較も正確に行え 状況の分析が可能になり、現状は比較するのが 用化が進んでいき、日本全国でより正確な経営 見受けられる。しかし、冒頭で触れた急激な人 決算の概要を見ても年々改善されているように 状況も総務省が毎年発表している地方公営企業 んでいくことが必要である。 公営企業の法適用化は年々進んでおり、 人口規模の少ない市町村の公営企業も法適 サービス需要の大幅な減少、 経営

### |法適用簡易水道事業経営比較分析表|

### 経営比較分析表 (平成30年度決算)



### 法非適用簡易水道事業経営比較分析表

### 経営比較分析表 (平成30年度決算)





図表 1

歳入総額

歳出総額

決算規模の状況

決算額

376,622

362,257

平成28年度

増減率

△ 0.6

△ 0.5

### 平成30年度 市町村普通会計決算等について

市町村課主事(企画財政担当)

目的別歳出内訳、

性質別歳出内訳、

歳出内訳及

普通会計の調査

では

「決算収支、

団体別市町村財政指数表」において類型別の類 その内容は「都道府県財政指数表」及び「類似 び財源内訳」が基本統計として採用されており

太

状況について触れていきたい。 いく努力が必要である。本文では特 予算の姿を検討し、それに近づけて 類似団体と比較しながら、あるべき に徳島県内市町村の普通会計決算の においても、 診断を行うことが必要である。 各地方公共団体の予算編成 財政指数表を活用し、

平成29年度

決算額

380,043

367,619

増減率

1.5

### 1 はじめに

かれている。 会計を除く)をまとめた普通会計と公営事業会 決算統計は、 (公営企業及び収益事業等の特別会計) 一般会計と特別会計 (公営事

作成し、的確な財政分析による自己 を確保するために正確に決算統計 各地方公共団体においてはこの指数 似団体の決算指数が示されるため、 財政の健全性

表を参考としながら、

(単位:百万円、 %)

決算額

378,628

364,720

200 億円 4,087	決算規模の推移	□歳入総額 ■歳出総額
3,962	3,821 3,835	2707 2000 2700
,800	3,717 3,670 3,635 3,635 3,635 3,635 3,635 3,635 3,635 3,635 3,635 3,635 3,635 3,635 3,635	3,787 3,800 3,786 3,639 3,623 3,676 3,647
,600	3,555 3,524 3,535 3,470 3,409	
,400	3,339 3,307 3,244 3,224	
,200		
,000		27 28 29 30

平成30年度

増減率

△ 0.4

△ 0.8

### 2 平成三十年度 決算の概要 (決算規模 普通会計

の決算規模は 平成三十年度の県内二十四市町村の普通会計

歳入決算額三七八、 (対前年度▲一、 四一五百万円▲○・ 六二八百万円

歳出決算額三六四、 七二〇百万円

(対前年度▲二、 八九九百万円▲○・八%

となっている。 歳入決算額は、 地方交付税や国庫支出金等が

億円

160

140 120

支は、

今年

前年度に比べて二、〇二一百万円、

兀

国庫支出金は四九、〇三八百万円で、

四%の減少となっている。

(3) 国庫支出金

前年度に比べてニ、ニニ四百万円、

地方交付税は九一、

五一九百万円で、

度よりも減少となっている。 金が減少していることから、 務的経費が減少し、 歳出決算額は、 人件費、 その他経費においても積立 扶助費や公債費等義 歳入と同様に前年

減少し、

前年度よりも減少となっている。

# 決算収支について

3

は、一三、九〇八百万円の黒字となっている。 次に、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源 平成三十年度の歳入歳出の差引 (形式収支) (四、八八五

実質収支

百万円)

控除した実

, 平成11 12 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 今年度、 いる。 字となって 質収支が赤 質収支は、 を差し引い の実質収支 から前年度 団体はない。 字となった 百万円の黒 た単年度収 実質収支 0 また、 実

図表 2

決算収支の推移

百万円増加したものの、 した実質単年度収支は、 整基金への積立て・取崩し、 度は八四三百万円の黒字となっている。 二、五九七百万円の赤 前年度に比べて七五八

### 4 歳

字となっている。

六・三%となっている。 万円の減少となっており、 百万円で、 六二八百万円で、前年度に比べて一、四 | 五百万円、○・四%の減少となっている。 また、一般財源総額は二一三、〇一七 平成三十年度の歳入決算額は三七八、 前年度に比べて一、〇五六百 構成比では五

### 地方税

の増加となっている。 年度に比べて一、〇六二百万円、一・一% 地方税は一〇一、七三九百万円で、 前

円で、前年度に比べて一、二五六百万円 (2) 地方交付税 二・九%の増加となっている。 うち、市町村民税は四四、 五九七百万

歳入の状況 図表 3 (単位:百万円、 %) 比 平成30年度 平成29年度 較  $\boxtimes$ 分 増 減 額 決算額 構成比 決算額 構成比 増減率 101,739 100,677 1,062 地方税 1 26.9 26.5 1.1 地方譲与税 2 3,245 0.9 3,205 8.0 40 1.2 地方特例交付金等 3 359 0.1 277 0.1 82 29.6 地方交付税 4 91,519 93,743 24.7 △ 2,224 △ 2.4 24.2 地方消費税交付金等各種交付金 △ 0.1 (5) 16,155 4.2 16,171 △ 16 4.2 △ 2,021 △ 4.0 国庫支出金 49,038 12.9 51,059 13.4 県支出金 26,188 27,277 7.2 △ 1,089 △ 4.0 6.9 繰入金 17,368 3,272 23.2 4.6 14,096 3.7 地方債 40,150 10.6 39,351 10.4 799 2.0 うち臨時財政対策債 11.248 3.0 11.769 3.1 △ 521 △ 4.4 その他 32,867 8.7 34,187 9.0 △ 1,320 △ 3.9 歳入合計 378,628 380,043 △ 1,415 △ 0.4 1)+2+3+4+5 うち一般財源 213,017 56.3 56.3 △ 1,056 △ 0.5 214,073 1+2+3+4+6 55.0 (参考) 208,110 209,671 55.2 △ 1,561 △ 0.7

繰上償還金を加味 財政調 4

〇%の減少となっている。

### 地方債

べて七九九百万円、二・○%の増加となっている。 地方債は四〇、 五〇百万円で、 前年度に比

※端数処理等の関係上、計等が合わないことがある。

### 5 歳出 (性質別歳出

〇・八%の減少となっている。 〇百万円で、前年度に比べて二、 平成三十年度の歳出決算額は、 八九九百万円 三六四、 七二

### 1 義務的経費

べて三三七百万円、〇・五%の減少となっている。 べてⅠ、○三九百万円、二・六%の減少となっ べて八〇八百万円、一・三%の減少となっている。 前年度より○・三ポイント減少している となっており、歳出の構成比では四七・六%と 度に比べて二、一八四百万円、 公債費は三九、三三二百万円で、前年度に比 義務的経費は一七三、七六二百万円で、 扶助費は七二、〇八一百万円で、前年度に比 人件費は六二、三四九百万円で、前年度に比 一・二%の減少 前年

### (2) 投資的経費

ており、構成比も一四・八%と、 に比べて一〇〇百万円、 ーポイント増加している。 投資的経費は五三、八三二百万円で、 〇・二%の増加となっ 前年度より〇 前年度

円、一一七・四%増加している。 業の増加により、前年度に比べ一、六〇七百万 五〇七百万円、二・九%の減少となっている。 る補助事業費の減少により、 災害復旧事業費は、 普通建設事業費は、社会資本整備事業等に係 豪雨被害等に伴う復旧事 前年度に比べて一、

### その他の経費

その他の経費は一三七、一二七百万円で、 前

年度に比べて八Ⅰ五百万円、○・六%の減少と

いる。 比べて一一四百万円、 べて三一四百万円、○・六%の増加となっている。 物件費は四九、一七〇百万円で、 補助費等は二八、八三四百万円で、 ○・四%の減少となって 前年度に比 前年度に

計等への繰出金の増加により、前年度に比べて 金等への積立金の減少により、前年度に比べて 二五四百万円、 、二二一百万円、九・七%の減少となっている。 積立金は一一、三三八百万円で、財政調整基 繰出金は四一、一四一百万円で、介護事業会 〇・六%の増加となっている。

### 6 歳出 (目的別歳出

### (1) 総務費

三〇四百万円、 整備費の増加などに伴い、 (2) 民生費 民生費は一二九、六二一百万円で、社会福祉 総務費は四九、 二・七%の増加となっている。 五六四百万円で、文化施設の 前年度に比べて一、

八百万円、一・ 費などの減少に伴い、 五%の減少となっている。 前年度に比べて一、九七

### (3) 土木費

社会資本整備事業の進捗により、 て三、六九九百万円、 土木費は三二、八四八百万円で、 一〇・一%の減少となっ 前年度に比べ 道路などの

### 4 教育費

四八三百万円、 整備事業費の増加などに伴い、 教育費は三九、一六五百万円で、給食センター ー・二%の増加となっている 前年度に比べて

### (5) 公債費

公債費は三九、三三七百万円で、地方債の償

還終了などに伴い、

前年度に比べて一、〇三四

百万円、二・六%の減少となっている。 7 経常収支比率

二・五%で、 財政構造の弾力性を表す経常収支比率は 前年度に比べて一・〇ポイント上 九



昇している。

となる歳入において、地方交付税の減少に伴い、 経常一般財源等が減少し、分子となる歳出にお この主な要因は、経常収支比率の算出の分母 物件費等が増加したことによる

### 8 実質公債費比率

連続で上昇した。 前年度より〇・一ポイント上昇しており、二年 実質公債費比率は七・三%(加重平均) で

財政規模が減少したことによる。 いて、普通交付税の減少により分母となる標準 この主な要因は、実質公債費比率の算定にお なお、実質公債費比率が一八%以上の地方債

### 9 地方債現在高

許可団体はない

いる。 増加となっており、二年連続での増加となって 年度末に比べて三、三五六百万円、○・九%の 地方債の種類別では、「過疎債・辺地債」 地方債現在高は三八四、二七三百万円で、 の 前

旧合併特例事業債を含む「一般単独事業債」等 現在高は十四年ぶりに増加に転じた。また、 の現在高も増加している。 方交付税の不足分を補う「臨時財政対策債」、 地

なお、 地方債発行額は四〇、一五〇百万円で、

> となっている。 前年度に比べて七九九百万円、二・〇%の増加

### 10 基金の年度末現在高

六%の減少となっている。 基金の年度末現在高は一六九、 前年度末に比べて四、 四五七百万円、二· 七一二百万円

百万円、五・一%の減少となっている。 二二五百万円で、前年度末に比べて三、 基金の種類別では、「財政調整基金」は七一、 八三七

少となっている。 度末に比べて一、八七三百万円、四・八%の減 「減債基金」は三七、二八三百万円で、 前年

円、二・一%の増加となっている。 四百万円で、前年度末に比べて一、二五三百万 また、「その他特定目的基金」は六一、二〇

### 11 まとめ

因である。地方交付税交付額が減少しているの 平均より高い数値である。様々な要因が考えら もう一度考えてみてほしい。仕方ないと考える だから、仕方ないと感じてしまいそうになるが、 れるが、両者とも地方交付税の減少が大きな要 負担割合である実質公債費比率については全国 いものの、昨年度より上がっており、公債費の いを表す経常収支比率の割合が全国平均より低 徳島県の市町村財政は、 財政の弾力性の度合

> 町ならではの魅力あるまちづくりを進めていく 要である。総務省による一般単独予算の「見え す取り組みを進めるとともに予算の見直しも重 やして、税収を増加させていく必要がある。し 切ってしまっているということである。そもそ ために一層の努力と工夫が強く求められている。 と集中により効果的な行財政運営を行い、 ることができる。予算が限られている中、選択 で財政的に豊かな自治体と自分の自治体を比較 類似団体比較が可能になったので同水準の団体 ている。また、財政状況資料集などを活用し、 算の使い道を明らかにする取り組みが進められ る化」の取り組みにより、他の市町村の単独予 える予算が少ないのが現状である。税収を増や よって、経常的な支出がほとんどで、自由に使 が、先ほど述べたとおり経常収支比率の上昇に を向上させて、住民を増やしていく必要がある 創生や市町村独自の取り組みを行い、町の魅力 る一方である。この状況を打開するため、地方 じる市町村はほどんどない。逆に人口は減少す かし、少子高齢化の影響で本県では人口増に転 ることは得策でないことから、単純に住民を増 り、住民税などの地方税をむやみやたらに上げ もは税収ですべてをまかなうことが大前提であ こと自体が地方の市町村財政は国の財源に頼り して、どの分野に予算を使っているのか分析す



### 地方創生関係交付金につい

地方創生推進課主事 (地方創生担当)

Ш 大

輔

じられてきている。 付金」「地方創生拠点整備交付金」が平成二十 先行型交付金」から始まり、「地方創生推進交 で「財政支援」として平成二十六年「地方創牛 ように、地方創生版三本の矢として「情報支援」 地方版総合戦略を安定的、継続的に推進できる 八年度から現在まで地方への財政支援として講 方版総合戦略を策定済みである。 国においては 行われ、これを受け、 しごと創生本部」を設置し、 まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定も 人材支援」「財政支援」を行っている。 国においては、 七三七市区町村が、 平成二十六年に「まち・ひと 全国四十七都道府県及び 平成二十七年度中に地 同年十二月には この中

事業実施の円滑化や、 効果の高い施設整備に対する複数年度にわたる 設するとともに、 デルとなり得る事業に対する支援の枠組みを新 戦略」では、地方版総合戦略を強力に推進する また、「第二期まち・ひと・しごと創生総合 Society5.0を推進するための全国的なモ 地方創生を推進する上で特に 企業版ふるさと納税との

### はじめに

おいて「地方創生」が推進されている。 る日本社会を維持することを目的に国・地方に みよい環境を確保して、 続している現状において、それぞれの地域で住 急速に進行し、東京圏への一極集中の傾向が継 現在の日本において人口減少・少子高齢化が 将来にわたって活力あ

### 制度概要

## ○地方創生推進交付金

基本的な考え方

的としている。 置づけられた、地方公共団体の自主的・ な取組みで、 地方創生推進交付金は、 先導的なものを支援することを目 地方版総合戦略に位

とする。 支援対象である先導的な事業は次の三タイプ

- 先駆タイプ…官民協同、 横展開タイプ…先駆的・優良事例の横展開を 連携等の先駆的要素が含まれる事業 地域間連携、 策間
- Society5.0タイプ…地方創生の観点から 図る事業 組む、未来技術を活用した新たな社会システ

ムづくりの全国的なモデルとなる事業

### 予算額、 補助率

 $\prod$ 

一、〇〇〇億円(事業費ベースニ、〇〇〇億

 $\blacksquare$ 交付上限額 申請上限数 創生拠点整備交付金」について説明する。

支援」の

「地方創生推進交付金」および

本稿では、

地方創生版三本の矢である

「財政 「地方

うに見直しが行われている。

連携等、

地方において交付金の活用がし易いよ

都道府県 円 先駆三・○億円 横展開 一・○億

原則九事業 (うち広域連携三事業)

中枢中核都市 五億円 先駆二・五億円 横展開〇・八

原則七事業 (うち広域連携二事業)

市町村 原則五事業(うち広域連携ー事業) 先駆二·○億円 横展開 ○·七億円

※ Society5.0 タイプ 業数を超える申請も可能) 三・○億円 (申請可能事

# ○地方創生拠点整備交付金

基本的な考え方

地方創生の充実・強化を目指している。そのた の高い施設整備等を対象とする。 はじめとして、地方創生の推進に資する緊急性 進交付金の採択事業もしくは申請予定事業等を 応することを目的として創設されたものであり、 る地方の拠点を整備するという喫緊の課題に対 を尊重しながら、未来に向かってチャレンジす 域拠点づくりなどの事業について、地方の事情 る地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地 拠点整備交付金は、 本交付金での支援については、 地方公共団体が進めてい 地方創生推

る「ハコモノ行政」ではなく、地方版総合戦略 る先導的なものでなければならない。このため、 に基づく取り組みとして地方創生の推進に資す た 本交付金による施設整備等は、 単 な

> づき、利活用方策が明確にされ、それにより十 発現を高めることが望ましい。 業と連携することなどにより、そうした効果の ものを対象とする。 分な地方創生への波及効果の発現を期待できる 当該施設については、 その際、 運営戦略や事業計画に基 関連するソフト事

られている。 また、主な対象施設として以下の項目があげ

- 地域資源を効果的に活用し、 水産業の先駆的な進行に資する施設 ベーションを起こすことにより、観光や農林 ローカルイノ
- 地方への人の流れを飛躍的に加速し、 の移住や起業等に確実につながる施設 地方へ
- の施設 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、 女性や高齢者の就業を効果的に促進するため
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、 人口の拡大や地域の消費拡大に結びつく施設

### $\prod$ 予算額、 補助率

補助率一/二 六〇〇億円 (事業費ベースー、二〇〇億円)

### $\blacksquare$ 交付上限額

都道府県 五億円程度 (事業費ベース:三

○億円)

中枢中核都市 ス:二〇億円 一〇億円程度 (事業費べ

> 市町村 円 五億円程度(事業費ベース:一〇億

# 県内各市町村の取り組み状況

Ι (令和元年度 各市町村の地方創生推進交付金事業一覧

牟岐町、 域連携事業だけではなく、各市町独自の事業を 町村において地方創生推進交付金の活用を行っ 申請状況を図1に示す。 実施している。 吉野川市、 ている。とりわけ、徳島市、鳴門市、 県内市町村における、 松茂町、 美馬市、 上板町においては、 三好市、 地方創生推進交付金の 県内二十四すべての市 上勝町、 県との広 小松島市、 那賀町、

 $\prod$ 覧(令和元年度 各市町村の地方創生拠点整備交付金事業一

いる。 は 地方創生拠点整備交付金の活用を行った市町村 の申請状況を図2に示す。県内市町村における、 県内市町における、地方創生拠点整備交付金 美馬市、 藍住町、 板野町の三市町となって

### $\blacksquare$ 藍住町の取り組み紹介

紹介する。 に実施した地方創生拠点整備交付金等につい ここでは、派遣元である藍住町が令和元年

### 図 1

### 地方創生推進交付金の申請状況

	事業名	事業実施団体
1	とくしま新未来産業のブランド創出とグローバル展開	徳島県、徳島市、藍住町
2	四国のゲートウェイを起点とした「おどる宝島 とくしま 観光・文化プログラム」発信戦略	徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、美馬市、 三好市、海陽町、つるぎ町、東みよし町
3	徳島東部地域における DMO 推進	德島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、 勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、 松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
4	労働力人口確保(地方の人手不足解消)に関する計画	徳島市
5	ASA トライアングル(南あわじ・鳴門・東かがわ)を結ぶ、 サイクリングツーリズム推進事業	鳴門市 (南あわじ市、東かがわ市)
6	もうかる農林水産業の実現に向けた「とくしまブランド」 戦略	徳島県、小松島市、阿波市、那賀町、松茂町、 北島町、藍住町、板野町
7	「こまっしまに住みたい」応援事業	小松島市
8	地域における人材確保力の強化推進事業	小松島市
9	とくしま「スポーツ・レガシー」創造戦略	徳島県、阿南市、美波町、牟岐町、海陽町、那 賀町
10	移住・定住の好循環創造事業	吉野川市
11	RESAS の活用による人材育成と UIJ ターン就職促進事業	美馬市
12	美馬市版 DMC 設立による「儲かる」観光地づくり事業	美馬市
13	Jリーグクラブ等との連携による美馬市版 SIB(ソーシャルインパクトボンド)を中心とした健康づくりプロジェクト	美馬市
14	三好市生涯活躍のまちづくり事業	三好市
15	自治体広域連携による「ローカルベンチャー」推進事業	上勝町 (西栗倉町、厚真町、下川町、釜石市、気仙沼市、 石巻市、日南市、七尾市、雲南市、南小国町)
16	彩山を活用した産業振興事業	上勝町
17	とくしま回帰促進!県民総活躍推進戦略	徳島県、美波町、神山町、那賀町
18	那賀町ドローン利活用推進事業	那賀町
19	健康経営・リカレントを核とした「人生 100 年時代」への挑戦プロジェクト	徳島県、那賀町
20	「牟岐の魅力発信」活力再生事業	牟岐町
21	中心市街地等魅力向上事業	美波町
22	「オールまつしげ!」によるまちの賑わい創出事業	松茂町
23	「大人の社会塾」を中心とした人材育成による地域活性化 事業	上板町 (高畠町、更別村、会津若松市、八丈町、高岡市、 小林市、高森町、富田町、越知町、琴浦町)

( )内については、県外の広域連携市町村

### 図 2

### 地方創生拠点整備交付金の申請状況

	事 業 名	事業実施団体
1	郡里地域コミュニティー拠点施設整備事業	美馬市
2	藍染め普及支援事業拠点「(仮称) 勝瑞藍工房」の整備	藍住町
3	「(仮称) 道の駅いたの」における地域振興施設整備事業	板野町

の産地であった伝統に基づき、 どの藍産業に携わる事業者が少ないことがあり 徳島県内市町村が競う中、 いない。 未だ「阿波藍の里」としての知名度は向上して た町の魅力作りと情報発信に取り組んでいるが、 (染師)や染料「すくも」の製造家(藍師) 藍住町は町名の由来であり、 その要因としては、 本町における染織家 阿波藍を掲げて、 かつては阿波藍 「藍」を軸とし

ある。 上げが急務で 家の育成・底 る人材や事業



藍寝床外観

里」として

完成したすくも

「阿波藍の

染め工房内部

とともに を復興する 藍関連産業

光や移住交 実させ、観 いっそう充 町の魅力を



大や地域特 流人口の拡

備を行った。 産品の創造につなげることを目的とし拠点の整

着手、栽培された葉藍が整備された施設によっ 藍製造復活を目指し葉藍の栽培とすくもづくり と藍染について学び、 平成三十年から地域おこし協力隊により阿波 令和元年には藍の栽培に

整備し、

藍寝床での作業風景

終わりに



世界への挑戦」を策定し、 現できるよう地方創生に向け取り組んでいただ 村においても、二〇二〇年度から次期総合戦略 様々な施策を展開していく予定である。 「>s東京『とくしま回帰』総合戦略~未知の 服と持続可能な地域作りに向けた計画として 描いた将来展望の実現に向け、 くしま人口ビジョン (二〇二〇年策定版)」で 齢化、東京圏への一極集中が深刻化する中「と てきたが、徳島県においても人口減少・少子高 び県内市町村の交付金活用状況について紹介し を確保して、将来にわたって活力ある地域を実 支援」の三本の矢を活用し、 われるが、国の「情報支援」「人材支援」「財政 によって様々な施策に取り組んでいくことと思 交付金」「地方創生拠点整備交付金」の概要及 さらに伸ばし、それぞれの地域で住みよい環境 ここまで国の財政支援である「地方創生推 地方創生に向けた 各自治体の強みを 人口減少の克

了しており、



### にし阿波エシカル未来創造大学~にし阿波のエシカル 文化を未来へ、そして世界へ~の取り組みについて

純 本 治 西部総合県民局地域創生部主事(にし阿波振興担当)

発信 ながら地域活性化に活用する方法を明確 い出すとともに、 えにお 査研究により地域の生活が有する価 拡大に向けた政策形成につなげる いて持続可能 それ ら価 な農業に取り組む 値を効果的

エシカル奈奈創造大学

学生

成果のフィート・バック

大学

研究室

謙演-議義

## 研究の背景及び

2

多品目を組み合わせる複合経営により、 そば等の雑穀や伝統野菜に山菜、 などで起こる土の流出を草地で採取し 水平面を形成せずに傾斜地のまま農耕 関□○度にもなる急傾斜地で、 い環境に (カヤ) 阿波においては現在、 いく必要がある。 適応した持続的な農耕システムを維持 を畑にすき込むことで最小限に抑え、 場所によっては 段々畑のような 果樹 など少 山間地 た 敷

農家

▶ 成果発表

### にし阿波エシカル未来創造大学~にし何波のエシカル文化を未来へ、そして世界へ~

昔ながらの暮らしは

「エシカル」

の視点で大変

あるものであり、

全ての人々が貧困から脱

継続的

に発展し続ける未来を人類が指

向

その道を照らす灯火となり得る

(綿と営まれており、

自然に寄り添って生きる

効果:より環境負荷の少ない食料生産と、公平で誰も虐げられることのない消費経済の推進

方法:徳島県内外の大学生(=次世代の生産者・消費者)が集落に入り、現地調査(農作業 や農村生活等)を通じて地域農業の特徴を詳らかにし、大学研究室とも適宜連携しなが ら分析・研究を行い、にし阿波地域のエシカル文化を広め、継承するための政策形成に つなげる(未来創造型農業交流)

環境消費→カヤのすき込み 地域消費→地産地消

地元住民、学生による再発見 ➡ 継承・発展 ➡ PES導入による地元への価値還元 活用・発信方法の明確化

調查研究推進体制概念図

農業体験・宿泊場所の提供

現地調査

相互調整

情報共有

にし阿波協働センタ・

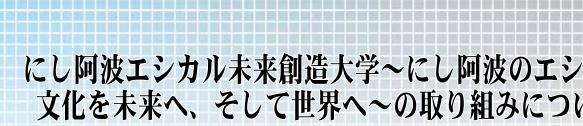
徳島剣山世界農業遺産推進協議会

成果報告

調杏佐輔

調查研究概念図

2020.6 AWA no JICHI No.96 56



作っ

たも

のは地域で消費するという生産・

環境に適応しながら農作物を生産

が、

SDGs が採択されるより遥かに前から

た

「傾斜地農耕システム」

により、

山 の も認定さ

斜

阿波地域では、

l界農業遺

はじめに

目的:世界最先端のエシカル農業に取り組む地域農家の維持・拡大

にし阿波自体がエシカル!(=日本の農業の原点) エシカルな価値(=SDGsのフロントランナー) —

モデルケースの全国・全世界的な発信による交流人口の拡大 等

来創造大学」を開催した。京都大学大学院農学 県内外の学生を対象に、「にし阿波エシカル未

大石和男

助教による講演の後には

徳島県農業大学校の学生や地元の高校生等の

### 3 調査研究の課題・方針

者不足という全国的な課題は、 来につないでいくのか、その方策を見いだすこ じて古来からの生産・消費形態をどうやって未 とは地域にとって緊急の課題である。 なく襲いかかってきており、地域の活性化を通 高齢化・人口減少等を背景とした農業の後継 本地域にも容赦

家への聞き取り調査を行い、地域農業の特徴を 「にし阿波エシカル未来創造大学」を開催した。 課題解決のため、 地域農業に係る現地調査を行い、 徳島県内外の学生を対象に 地域農

# 調査研究の実施方法

4

# ①にし阿波傾斜地農業の農家を訪問調沓

課程 ②にし阿波エシカル未来創造大学 (十二月一日開催) 名から提出された研究成果報告書の抜粋である。 取り調査実施する。以下の文書については、 学院農学研究科 助教 大石 和男氏及び修士 そこに内在する潜在的な価値について探るため、 二市二町の七地域において、農家を訪問し聞き 京都大学と委託契約を締結し、現地調査は、大 た理由を、外部者の視点から明らかにしつつ、 傾斜地農耕システムが現在まで継承されてき 岩男望氏が行った。九月~十二月の間で、 両

> 地元農家も交え、地域農業のおもしろさについ 策を探る意見交換会を開催した。 農耕システム」を、 て語るとともに、エシカルの視点から「傾斜地 次世代に継承するための方





意見交換会風景

### 5 研究結果

### ①調査対象

農家十五名において調査を実施した。 法市集落:四名、加茂山地域:二名) 落:一名、猿飼集落:一名)、東みよし町(ハタ・ | 名、東祖谷地域:四名)、つるぎ町(剪宇集 美馬市(渕名集落:二名)、三好市(上名集落 の七地域

## 農作物について:雑穀

ヤツマタの五種類である。 いた。品種はアワ、コキビ、タカキビ、ヒエ 聞き取り対象者のほぼ全員が雑穀を栽培して

ことが多かった。 食べ方としては、 米に混ぜるか、モチにする

位置づけで、必ずしも肯定的なとらえ方がされ の代わりの主食または主食を支えるものという 米の栽培が困難な地域であるため、 雑穀は米

ていたわけではなかった。

保存の役割を担っている。 個々の農家が在来種の栽培を続けており、 なってしまうことに危機感を抱いた人々によっ は種の保存を目的とした栽培が行われている。 て祖谷雑穀生産組合が三年前に組織され、 れたが、世界農業遺産認定を前に固有種がなく そして祖谷雑穀生産組合に限らず、 東祖谷では雑穀の生産が一度ほぼ途切 現在も 種の

が、焼畑の存在である。 また、雑穀の栽培について特徴的であったの

を行わない地域では、昔から通常の畑で栽培し その後造林という流れが一般的であった。焼畑 雑穀を栽培した後は数年でミツマタ栽培に移行、 き取り対象では、東祖谷で焼畑が行われており れていた。ソバ、豆類も焼畑で栽培された。聞 優先して栽培され、離れた焼畑で雑穀が栽培さ 家に近い畑では換金作物や主食となる麦等が

なっていった。 昭和四十~五十年頃を境に焼畑は行われなく の作物に専念するようになったことなどから、 米を買うことができるようになったこと、他

出荷するほか、地域のイベントで使う等、 は異なる形で消費している。 も使われた。現在も栽培している農家はJAに 価されていた。かつては物々交換の手段として (八月~十、十一月) お金になるのが早いと評 また、ソバについては、栽培期間が短いため 昔と

# 農作物について:葉タバコ

阿波葉は在来種で、約四百年前の江戸時代初

たこともあり、 えて来たという。」(『阿波池田タバコ史』 宀二一) 期に栽培が始まり、県西部の山間部に広まった。 好・美馬は昔から、タバコ作をもって生活を支 海に塩に対して、山にタバコと紙と言われ、 山間部では阿波葉の他には換金作物がなかっ 阿波の物産について、野に藍、 最盛期にはほぼすべての農家が Ξ

葉を畑の大部分で、 先的に栽培し、残りの畑で他のものを作るとい 生計を支える作物であったため、当時は阿波 阿波葉中心の農業形態となっていた。 しかも条件のよい場所で優

の等級の違い、 技術や土地の条件も大きく影響し、収穫した葉 を通した栽培方法の指導も行われたが、個人の 葉タバコは専売制であり、地域の代表 ひいては収入の違いにつながっ

転換が起こった。 昭和四十~五十年には阿波葉から黄色種への

脈を保っている。」(『阿波池田タバコ史』 乒三 煙草全作付面積中、四二パーセントを占め、 認められて三好町を中心に・・栽培が盛んとな とである。・・五五年になると収益の有利性が のは昭和二五年(専売公社池田出張所調) 「池田出張所管内で黄色種が作られはじめた 阿波葉衰退の平成時代でも黄色種は三好郡

入できた家のみが阿波葉から黄色種への転換を た農家もいたが、そのためには乾燥設備を新た に導入する必要があった。そのため、機械を導 買い取り価格が高いために阿波葉から転換し 葉タバコの栽培を終えた現在は、 乾燥

機は他の用途に使われている。

る人も増え始めた。 業のありかたが変わり、 ていった。その結果、 によって、この地域での葉タバコ栽培は衰退し いったことや、専売公社の民営化 刻みタバコが次第に紙巻きタバコに押されて 葉タバコを中心とした農 農業を辞めて働きに出 (昭和六十年

り壊滅的である。」 (前掲p三二五) 比べ煙草耕作者数の減少はこれをはるかに上回 「(三好郡の三〇~五一年の) 総人口の減少に

平成十六年まで継続していた。 だし一部の者は平成に入ってからも栽培を続け ~六十年代に葉タバコの栽培をやめている。 聞き取り対象者も、そのほとんどが昭和五十 た

マト等の栽培が現在も続けられている。 産組合が組織され、特徴的な傘型ハウスでのト と言えるのが、加茂山地域である。転換時に生 換したことにより農業を続けることに成功した 葉タバコの衰退に対応し、野菜へと作目を転

## カヤの利用 傾斜地における農耕のシステムについて:

れていた。畝間にカヤを敷くその習慣は今も 秋には肥料になる) 効果を実感しており、その方法を継続している。 して、阿波葉等の栽培では、収穫時に何度も通 法が昔から行われてきた。現在も多くの農家が また、すき込むこと以外のカヤの利用方法と 乾燥したカヤを細かく刻んで畑にすき込む方 (畝間) にカヤを敷く (踏みつけた結果) やり方が家によってはとら

入れるやり方が一般的だったが、 カヤのすき込みは、 かつては堆肥を作り畑に 現在はそのま

> いる。 負担に感じられるようになってきている場合も れたり、畝間に置く使い方だけになったりして ま短く切ってすき込んだり、長いままで畑に入 また、高齢化にともなってカヤの利用が

用の野菜(カブ)、薬草 農作物について:主食、ミツマタ(三椏)、 コンニャク、トマト、キャベツ・白菜、 種取り 茶

食品の入手手段 食生活について:食品加工、保存食・伝統食 使い方、肥料・農薬、道具・機械、 傾斜地における農耕のシステムについて: 手間替え 畑の

その他の生業の変化について: 出稼ぎ (副業)・農外就労 林業、 牛の飼育、

聞き取り調査を実施した。 などの調査科目についても雑穀と同様に農家の

### ③調査結果の考察

体制は、 業経営にとって大きな地位を占めており、そこ 行することで、 の葉タバコ栽培が専売公社の民営化によって退 異質な形態であった点は重要である。 での肥料多投型の農法や中央集権的な販売管理 昭和中期までの葉タバコ栽培は、この地域の農 上がってきたことが明らかとなった。 持するための取り組みの積み重ねによって出来 化を背景にしながら、地元住民による生計を維 れてきたのではなく、戦後日本の激しい時代変 らの伝統的なやり方がそっくりそのまま維持さ 地農耕システム」の現在の状況は、古い時代か これまで述べてきたように、「にし阿波傾斜 伝統的かつ自律的な地域農業の姿とは 結果的に現在のスタイルが生ま そしてこ とりわけ

れることになった。

うならば、この地域の農耕システムは、「残そ れるべきではないと本研究では考える。 ま (このような形で) 残った」という側面が強 うとして残してきた」というよりも、「たまた したがって、やや無遠慮な表現を許してもら ただしこのことは、決して否定的に捉えら

聞き取りを行ったある人物から「この場所は

世界農業遺産なのか?」と逆に尋ねられたこと 能性を見いだしているのはむしろ地域外の者で 差があることも確かである。自分達の農業スタ 産に対する理解度や熱意には、人によって温度 ない人々も少なからず存在するようである。 イルをありふれたものとして捉えてしまうこと に示されているように、 これに対して、にし阿波に大いなる価値と可 そこに特別な意義があることに気付けてい 地元住民の世界農業遺

性の高い生業・生活体系が保全されていると言 研究の関心に沿って表現するならば、エシカル 意義をもっているという事実である。これを本 践されている農法が、持続性、物質循環、 携わっているあん・まくどなるど氏は、 ある。たとえばFAOで世界農業遺産の審査に たキーワードから伺えることは、にし阿波で実 た「環境保全型農業」や「生物多様性」といっ きりとは明言していないものの、講演で登場し 〇一八年五月十二日)。彼女はその理由をはっ な農法システム」であると褒め称えている (三 ム」について「一流の農業遺産」「非常に貴重 の講演において、「にし阿波傾斜地農耕システ 環境負荷といった点で、世界レベルの高い

> 環型農法のお手本と言って良く、後世に残すべ 導する可能性を手にしつつあるのである。 その結果として現在、エシカルな未来社会を先 境保全型の農耕システムが形成され(残され)、 き価値を高く認めることができる。にし阿波で 利用を中心に据えた栽培体系は低投入・資源循 い換えることもできよう。たとえばコエグロの 葉タバコ栽培の退場によって結果的に環

噛み合わせることによって、現行の農耕システ 理解してもらうことである。この二点をうまく コエグロ以外の事例についても詳細に解明して 値をシェアする」という姿勢こそが重要となろ はなく、「価値を掘り起こす」「価値に気づく」「価 む力へと繋がっていくものと思われる。 に生み出し、外部からのサポート活動を呼び込 ムを積極的に維持しようとする機運を住民の間 てグローバルな価値を持つという事実を住民に いくことであり、次にこれらがにし阿波を超え 波の農耕システムに内在するエシカル的要素を、 波傾斜地農耕システムを「守る」という姿勢で したがって今後に必要なことは、まずにし阿

調査結果(乒四、五、七、八、九、一二、一三) ③調査結果の考察 (p.二五) 程に探る潜在的価値-京都大学大学院農学研究 継承の方策について探る-伝統的農法の存続過 波池田たばこ史』池田町教育委員会、一九九二年。 【文献】にし阿波傾斜地農耕システムの次世代 【文献】阿波池田たばこ史編集委員会(編)『阿 大石和男 修士課程 岩男望から② については抜粋

### 終わりに

6

とがわかった。 やそれらへの理解が十分進んでいないというこ 住民の傾斜地農耕システムのエシカル的な価値 エシカル的に価値のある農業及び生活が現代ま で継承されてきた。 にし阿波地域の傾斜地農耕システムは、 生態系、 今回の調査研究では、 環境負荷といった点で、

だすことにつながる。 らの視点は、エシカル的な価値と可能性を見い のエシカル的な価値に気づいていた。外部者か 地域住民に理解してもらうことが必要である。 次にこれらが世界的な価値を持つという事実を 在するエシカル的要素を詳細に解明していき、 ん・まくどなるど氏や県内外の学生もこの地域 今後は、にし阿波の傾斜地農耕システムに内 また、世界農業遺産の審査に携わっているあ

踏まえ、 なげていきたい。加えて、今年度は傾斜地農耕 り組む農家の維持・拡大に向けた政策形成につ のサポートを組み合わせ、持続可能な農業に取 的な価値への理解を進めるとともに、外部から 両者が交流する意見交換会等のイベントを開催 の間に生み出したい。西部総合県民局としては、 査したが、今後は、現在まで残ってきた経緯を システムが現在まで残ってきた歴史的背景を調 し、地域住民の傾斜地農耕システムのエシカル ステムを積極的に維持しようとする機運を住民 この両者をうまく組み合わせ、現行の農耕シ 後世に継承するための方策を探ってい

(4) 徳島県公立小中学校「学校業務支援システム」構築事業助成 県と市町村が協力して行う徳島県公立小中学校「学校業務支援システム」の構築に係 る経費に対して助成しました。

• 助成額: 42.382.000円

### 4. 市町村の振興に関する情報提供事業

(1) 各種発行冊子

阿波の自治、市町村要覧、市町村財政概要、市町村税務統計書を発行し、各関係機関 へ配布しました。

- (2) ホームページの公開 当協会の事業概要及び予算、決算等最新情報をホームページで公開しました。
- (3) 広報宣伝事業の実施

サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの売上増強を図るため、発売期間に合わせて、公共交通機関へのポスター掲示、ノベルティの製作・配布等、広報宣伝事業を実施しました。

また、平成30年10月24日から宝くじ公式サイトにおいて開始された宝くじのインターネット販売について、周知を行いました。

こちらで紹介している内容は概要となっておりますので、貸付実績や助成金等の詳細 については、ホームページの事業報告書をご覧ください。

ホームページアドレス https://tokushima-shinkou.ict-tokushima.jp/

### 令和2年度市町村振興宝くじの発売案内

### サマージャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて **7 億円** (1等5億円、前後賞各1億円)

### サマージャンボミニ 1等 **1千万円**

### 発売期間

7月14日(火)~8月14日(金)まで

サマージャンボ宝くじ、ハロウィンジャンボ宝くじの 収益金は、徳島県内の販売実績等に応じて交付され、 市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

### ハロウィンジャンボ宝くじ ハロウィンジャンボミニ

発売期間

9月23日(水)~10月20日(火)まで

宝くじは、**徳島県内** の宝くじ売り場でお 買い求めくださいま すようお願いします。



### 市町村振興協会コーナー

当協会は、徳島県内の市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村の財政支援のための貸付事業等市町村を支援する各種事業を行っております。 令和元年度に実施した事業の概要を下記でご紹介します。

### 1. 市町村に対する資金貸付事業

市町村が行う災害対策事業や緊急に整備を必要とする施設等整備事業に対し、貸付を実施しました。

●貸付日:令和元年5月24日

● 貸付団体及び件数: 9団体67事業

●貸付総額: 1,602,000,000円

### 2. 市町村振興宝くじ交付金交付事業

徳島県から交付されたハロウィンジャンボ宝くじ収益金交付金を市町村に交付しました。 交付された収益金は、高齢化・少子化対応をはじめ、芸術・文化の振興、災害対策、地域 経済の活性化、環境保全など総務省令で定める事業に活用されています。

● 交付総額: 121,361,000円

● 交付基準:均等割50%、人口割50%

### 3. 市町村振興事業助成

市町村に対し、下記の事業に対して助成しました。

### (1) とくしま創生推進事業助成

市町村が行う地方版総合戦略の実現に資する各種事業及び行財政課題対応並びに災害 時の備蓄物資購入経費等に対して助成しました。

•助成額:70,166,000円

### (2) とくしま創牛連携事業助成

市町村が連携して行う人口減少対策等地方創生に資する事業に対して助成しました。

•助成額:10,600,000円

### (3) 市町村職員等研修受講助成

市町村アカデミー、国際文化アカデミー、建設研修センター、下水道事業団において 研修を受けた市町村職員等の研修経費等に対して助成しました。

•助成額:1,634,801円

### こちら編集部

はじめに、新型コロナ禍において、感染リスクの中、日夜、ご尽力くださっている医療・介護・福祉従事者や 危機管理担当者などエッセンシャルワーカーの皆様をはじめ、私たちの生活を支えてくださっている全ての方々 に対しまして、心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。いつも本当にありがとうございます! さて、新型コロナで、「ステイホーム」が余儀なくされる中、読書の時間が増えたので、本棚を整理している時 に、学生時代に夢中で読んだ傑作小説-アレクサンドル・デュマの「モンテ・クリスト伯」を偶然見つけました。

に、学生時代に夢中で読んだ傑作小説-アレクサンドル・デュマの「モンテ・クリスト伯」を偶然見つけました。 この名作のテーマは、末尾の名言『待て、しかして希望せよ!』であり、それは、「どんな困難や逆境にあっても、 諦めず希望をもって努力を続けなさい。きっと明るい未来が待っているよ!」という意味だろうと思います。

現在、新型コロナを取り巻く環境は、依然として厳しい状況ですが、私たちは、一日も早い終息を祈り、世界の人々と共に手を携えて一致団結して、希望を持って、この難局を断じて乗り越えて、「ビルド・バック・ベター (創造的復興)」を必ずや成し遂げて参りましょう!

新型コロナウイルスの影響で、春先から外出を必要最低限に控えていますが、生活ができる程度の買い物は近所で済ませられるし、ネットで注文しておけば欲しいものは家に届けてもらえ、外出できなくても、そこまで不自由に感じないのが不思議です。この先どうなってゆくのか不安ですが、今後、治療薬やワクチンの開発が進み、コロナにおびえることなく、ウイルスと上手に共存できる社会が来ることを願います。

緊急事態宣言の発令により営業自粛となっていた宝くじ売り場も、宣言の解除を受けて順次営業再開されたようでほっとしています。今年のサマージャンボ宝くじは1等前後賞合わせて7億円、サマージャンボミニは1等1千万円です。宝くじ公式サイトでは、6月14日(日)から7月13日(月)までサマージャンボ宝くじの予約購入もでき、宝くじポイントやお得なキャンペーンもあるので、詳しくは公式サイトをチェックしてみてくださいね。



### 阿波の自治より募集のお知らせ

写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載 します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関 するものならテーマは問いません。

情報

『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありませんか?あなたのとっておきのニュースをお待ちしております。

原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなたの体験を手記や論文にまとめてみませんか?

ご意見

「こんな特集を組んで欲しい!」「こんな情報を知りたい!」「こんな記事にもの申す!」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

### 阿波の自治 vol.96

令和2年6月発行

編集·発行 (公財) 徳島県市町村振興協会

〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階 TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail:shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印 刷 グランド印刷株式会社

### 宝くじ公式サイトで宝くじを 購入できるようになりました!

### お得な特典、便利なサービスいろいろ! 宝くじ公式サイト会員登録ステップ

宝くじ 公式サイトは コチラから

STEP1 「宝くじ公式サイト」を検索!メールアドレスの登録(仮登録)

「宝くじ公式サイト」を検索して、 宝くじ公式サイトの 新規会員登録ページで メールアドレスを 登録(仮登録)します。







...

...

### STEP2 会員情報の入力(会員登録)

入力いただいた メールアドレス宛に、 メールが届きます。



メールに記載 されている 会員登録用の URLをクリック します。



画面に従って、 氏名や生年月日 等の情報を 入力いただくと 新規会員登録が 完了します。





宝くじ売り場でポイントをためる/つかうための手続きは以上で完了です。

宝くじ公式サイトのネット購入をご利用の方は、引き続き次のSTEP3の手続きをお願いします。

### STEP3 決済情報の入力

ネット購入をご利用される方は、宝くじを購入するための「クレジットカード情報」 および当せん金のお受け取りに利用する「口座情報」をご登録ください。

### 以上で、カンタン・便利な宝くじの「ネット購入」がご利用いただけるようになります!

クレジットカード情報のご登録にあたり、下記の2点をご確認ください。

- ① 宝くじ公式サイトで利用可能なクレジットカード発行会社か
- <u>② 本人認証サービス (3Dセキュア) を有効化しているか</u>

クレジットカード発行会社の確認方法、本人認証サービス(3Dセキュア)について 詳しくは https://www.takarakuji-official.jp/special/creditcard\_guide/ をご確認ください。

本件に関する お問い合わせ先

### 宝くじコールセンター

TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料) 受付時間 10:30~18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く) ※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。



第12月代 第12月代 本がる 大学性 かる 大学性 かる 大子 等性 かる 大子 等性 かる 大子 等性 かる 大子 等性 かる 大子 の まず シスカの

1等1,000万円

この宝くじの収益金は 市町村の明るく 住みよいまちづくりに 使われます。

PCやスマホからも インターネット購入 ・...できます!





宝くじ公式サイト Q

https://www.takarakuji-official.jp/

7月14日(火)

问时発売

各1枚300円 公益財団法人 徳島県市町村振興協会

発売期間 7月14日(火)~8月14日(金) 抽せん日 8月21日(金)